

令和元年第2回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和元年6月17日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	今 枝 和 子	3番	高 田 浩 視
4番	寺 町 茂	5番	河 村 志 信
6番	澤 村 均	7番	堀 部 好 秀
8番	鏝 本 規 之	9番	黒 田 芳 弘
10番	臼 井 悦 子	11番	道 下 和 茂
12番	村 瀬 明 義	13番	若 原 敏 郎
14番	瀬 川 治 男	15番	上 谷 政 明
16番	大 西 徳三郎		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	早 川 謙
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大 野 一 彦	市 民 環 境 部 長	洞 口 博 行
健 康 福 祉 部 長	久 富 和 浩	産 業 建 設 部 長	原 誠
林 政 部 長	古 沢 弘 康	上 下 水 道 部 長	翠 直 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 長	溝 口 信 司	会 計 管 理 者	加 藤 健 二

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	鷺 見 誠	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	松 井 俊 英		

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 村瀬明義君と13番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

7番 堀部好秀君の発言を許します。

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

おはようございます。

元号が令和に変わりまして、一番最初に一般質問をさせていただく機会を得られたことは大変光栄に思っております。

平成は、災害が大変多い時代だったというふうに言われております。令和になりまして災害が少しでも起こらないことを願っておりますけど、令和に入ってから交通事故の話が毎日のように報道され、また最近では高齢者による交通事故が多く報道されているように思います。

私も先週、たまたま真正分庁舎におりましたら、真正分庁舎の駐車場で接触事故を目撃しまして、ぶつけたほうの方は80代の男性でしたけど、高齢者の事故というもの身近に起きるなあということを実感しました。

免許の自主返納も、地方ではなかなか難しいんじゃないかなあというふうなことを正直思いますし、本巢市も行っている車への衝突防止アシスト機能の補助制度ですけど、これも3年間の時限措置でありますし、なかなか全ての高齢者に対して行えるものではないというふうに思っております。

全ての高齢者ドライバーの方の運転が危ないというわけでもありませんし、年齢によっても個人

差があると思いますが、自分の運転は危ないのか危なくないのか、そういう判断をする機会が必要ではないかなあというふうに思っております。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、1番に職員の再任用制度について質問をさせていただきます。

職員の退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、60歳で定年退職する職員が年金支給年齢までの接続を図る、またキャリアを有効に生かすため、本巢市でも平成16年、合併当初から地方公務員法及び本巢市職員の再任用に関する条例が定められ、平成26年3月には事務取扱要綱が策定されました。

この要綱に基づき、再任用の職員が採用されていることと思います。最初に再任用された職員の方というのは、平成28年4月に大和園の園長さん、またその後、毎年何人かの方が再任用職員として市のほうに採用されております。

この中で、平成30年には企画部長、また31年には教育事務局長が、給料が下げられて役職がそのまま、つまり仕事と責任はそのままで給料だけ下げられたという大変気の毒な状況で再任用をされております。これも幹部職員の方が育っていないための苦肉の策というか、非常事態の犠牲になられたものというふうに思っておりますが、また31年には、再任用の職員の方が部署を移動されたという事例も初めて拝見させていただきました。

再任用の制度に関しては、過去に26年9月に臼井議員が市長のほうに質問されておられ、また28年3月には鵜飼議員が企画部長に質問されていますが、このお二人の答弁が内容がちょっと違うんじゃないかなあというふうに思っております。

市長さんは、再任用された役職者がそれまでとの部下との上下関係が逆転する、また嘱託員や日々雇用職員の職務に影響しないように、現職時代に培った専門的な知識を生かし、消費者相談や生活保護相談などの相談業務や、また税金の徴収業務など、行政の効率化と住民へのサービス向上という形、私は正職員の側面的支援、補助的な業務というふうに解釈をしましたが、そういう仕組みを考えていきたいというふうに答弁をされています。企画部長は、現職時の経験や知識を生かせる勤務というふうに答弁をされています。ちょっと内容が微妙に違うような気が私にはしたんですが、勤務体系については、お二人ともフルタイムでの勤務は、再任用の場合、職員定数にカウントされますので、新規採用職員を優先したいとの考えで短時間での勤務、パートタイムで任用したいというふうに答弁をされています。

しかし、実際には、再任用された職員の方は、ほとんどの方がフルタイムでの通常勤務となっているというふうに思います。

本巢市としまして、再任用される職員の方への考え、これが今どうなっているのか、お聞きをします。

○議長（鵜本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

職員の再任用制度につきましては、平成25年3月の国家公務員の雇用と年金の接続に関する閣議決定の趣旨を踏まえ、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、職員の能力を十分活用していくため、地方公務員についても必要な措置が講ぜられたものでございます。

本市におきましても、先ほど質問の中でもお話がございましたように、平成26年3月に事務取扱要綱を整備し、運用を開始したところでございますが、実際に任用を開始いたしましたのは平成28年度からでございます。以後、毎年数名の定年退職職員を再任用職員として任用しているところでございます。

御質問の再任用職員の職務につきましては、長年培った在職中の経験と能力を最大限に活用できるものとして、原則、退職時の職務の級から2級下の職務の級をもって任用しているところでございます。

また、雇用形態につきましては、先ほどもお話がございましたけれども、常時勤務を要する、いわゆるフルタイム職員と短時間勤務職員の2つの形態と今なっております。運用を開始した当初につきましては、先ほどお話がありましたように、職員定数の内数となりますフルタイムの勤務職員の任用というのは行っておらず、短時間勤務職員としての任用を優先的に考えておりました。

しかし、27年度、28年度につきましては、一般行政職の退職者が自己都合退職者も含め20人近くあったということ、また29年度には部局長級職員10人のうち7人もの定年退職があったということもございまして、行政サービスを低下させないよう、また多種多様化する行政ニーズに対応するため、新規採用職員の枠は減りますが、即戦力である定年退職職員をフルタイム職員としての任用を開始したところでございます。

先ほど堀部議員のほうからお話がございましたように、当初とその後の動きが少し違うなということは、こういう事情のもとに、今現在、27年、28年の退職者の増、また29年度の部局長級の大量の定年退職ということもありまして、行政サービスを低下させないということもありまして、今回、そういったフルタイム職員としての任用も開始したところでございます。

また、保育士の職につきましても、新規採用の応募が少なく、職員数を確保することが難しい状況であるということから、フルタイム勤務を希望される定年退職者につきましても、フルタイム職員として任用しているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

今、市長が申されましたとおり、人事院のほうでは、特に希望のない限りはフルタイムでの再任用が望ましいというふうに記載しておりました。

給料が現職時代の7割以下に抑えられて勤務時間も減るとなると、実際に手にする給料は半分ぐらいになってしまうんじゃないかなあというふうにも思いますので、フルタイム勤務のほうをこれからも市のほうでも行ってもらえればいいというふうに私も思います。

続いての質問に行きます。

年金開始年齢は、段階的に引き上げることになっておりまして、そうすると必然的に定年退職から年金開始年齢までの接続期間が長くなっていきます。

今は再任用の制度というものは1年更新で、最長3年というふうになっているというふうに思っておりますが、この接続期間が長くなった場合にはどうなるのか。

また、国家公務員では定年延長ということが議論されて、その場合には、60歳での役職定年も導入されるべきとの議論も行われております。

民間では、60歳定年が努力義務、大体当たり前のような感じになっておりますし、今は70歳定年とか、定年廃止したらどうだということも議論が行われているところでもあります。

そういうわけですので、公務員についても定年延長というのは当然のこととして、これから行われていくんだろうということに思っております。

さきの国会では、法案の提出は見送られたようですけど、もし国家公務員がそういう状況になれば、地方公務員もそれに準ずることになると思います。

今後の再任用のあり方、また定年延長に対する市の考えをお聞きいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2点目の御質問にお答え申し上げたいと思います。

現在、再任用職員につきましては、一般行政職6名、保育士1名、保健師1名、看護師1名の計9名を任用いたしておりまして、その能力、また経験を行政運営に活用しておりまして、今後も、意欲と能力のある人材を幅広い職域で最大限活用できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、議員からお話ございましたように、現在、国におきまして、年金の受給開始年齢の繰り下げに伴いまして、公務員につきましても、定年延長について検討がなされております。昨年度の人事院勧告におきましても、政府に対し定年延長等に関する意見の申し出があったところでもございます。

一方、再任用職員の割合が高まるということで、職員構成の高齢化、また役職の停滞ということで職員の士気の低下等、公務能率が下がるということも、一部では懸念されることもございますけれども、今後とも、国において進められます定年延長の制度構築というものを注視しながら、本単

市としても再任用制度の運用を、引き続き適正に進めてまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

3番の幹部職員の育成状況についてお聞きします。

先ほども申し上げましたけど、現在、幹部の役職のまま再任用をされておりますけど、これも幹部職員の方が育っていないための非常手段だというふうに思っております。

我々から見ますと、幹部職員になるためには何が足らなかったのか、どうすれば幹部職員になれるのか、そういうことはわかりませんが、市の幹部職員への育成状況をお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3点目の幹部職員の育成状況というものにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

その前に、ちょっとお話し申し上げておきたいのは、本巢市の職員数は320名足らずの組織でございます。先ほど申し上げましたように、いつきに幹部職員が大量退職いたしますと、なかなかその跡をすぐに埋められる、そういうだけの人員構成になっておりません。そういったことから、二十七、八年以降の退職者において、28年、29年ということで、幹部職員の中で少しこの後も協力していただける方については、引き続きその職で少し、先ほど来お話がございましたように、給料も下がりますけれども、御本人の意向も確認して、いいですよという前提のもとで再任用をさせていただいております。

そういった前提のもとに、少しお答え申し上げたいと思っております。

職員の育成につきましては、常日ごろ職場で日常的に職務を通じて行われております報告、また連絡・相談と、こういった場を通じまして、上司、また先輩職員が行っております。そのほか、さまざまな研修の受講機会を設けておりまして、職員の業務能力の向上に、現在、努めているところでもございます。

また、幹部職員の育成につきましては、指導的立場となるまでにさまざまな職務を経験させるということによりまして、幹部としてふさわしい知識、また危機管理能力を備えた職員となるように努めているところでもございます。

また、幹部職員になった後も、幹部会議、また事業説明・報告という場など、機会あるごとに私

からも幹部としての心構え、また危機管理対応等につきましてお話をするということで、幹部職員の、より幹部職員らしい、そしてまた頑張っていただける職員になるように育成に努めているところでもございます。

今後、市民から信頼される職員となるように、採用時から計画的に職員の能力を伸ばし、多様な職務経験を付与するように努めるほか、現在行っております人事意向調査の中で将来のキャリアプランに関する意向ということ把握するなどいたしまして、職員の能力、また実績に基づく人事管理を徹底することで、より幹部職員としてふさわしい職員の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

こういう方針のもとに動いておりますけれども、先ほど来、冒頭に申し上げましたように、三百数十名の組織の中で幹部が、いわゆる部長級で十数名、また課長級を入れますと40人以上あります。そういった者をなかなか一気に、退職云々になったときに一気に下から引き上げてやっていくのは、組織の運営としてなかなか厳しいものがあるということでありまして、これからも段階的に少しずつ少しずつ幹部職員の入れかえもやりながら、そしてまた行政サービスの低下、そしてまた組織として事務の停滞等がないように、これからも進めていきたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

昨年、民間事業所のほうで定年後に同じ職場で再雇用され、仕事の内容、勤務体系は変わらないのに給与が下がるのはおかしいというふうなことで裁判に起こされまして、最高裁まで争われましたけど、最高裁では、2割程度までの給料ダウンは不合理ではないという判決が出ました。

また、これも昨年ですけど、定年後にパートで再雇用された人が、仕事は軽作業に変わったんですけど、月給換算すると再雇用前の25%にしかならないことを不服として、これも最高裁まで争われましたが、これは雇用主のほうで不法行為だということで判断されました。確かに月給換算4分の1というのは下げ過ぎだなあというふうに思っておりますけど、実際には勤務時間も減っておりますし、仕事内容も軽減されておまして、これは時給換算にすると、約5割減になるというふうに思います。

2割は合法で5割は違法、じゃあ3割はどうなのかというふうに思いますと、まだ判例がないので違法とも合法とも言えない、グレーゾーンだというふうに有識者の方、言われる方もおります。

人事院のほうでも今の引き下げは当面の措置として、60歳前の給与カーブも含めてあり方を継続的に検討というふうにされておりますし、今後は3割ではなく、2割削減にとどめるのではないかとというふうなことも言われております。

しかし、そうなった場合、人件費が増額となりますので、再任用後の仕事内容も見直す必要があるんじゃないかというふうにも考えられていくことと思います。

本巢市の場合、同一労働同一賃金の観点からも3割削減されまして、同じ役職、同じ仕事というのは、民間事業者ではないので労働基準局の法規制対象にはなりませんけど、今はグレーゾーンだというふうに思いますし、公務員の職務体系というのは、やっぱり民間事業者のお手本であってほしいなあということも思っております。

定年延長に伴う役職定年も想定して、再任用職員や役職定年職員が部下との上下関係が逆になっても、お互いに働きやすい環境づくり、場合によってはポストづくりも必要になるかもしれませんが、先ほど市長が言われましたように、大量の役職者が一気にやめられると困るということも十分理解はできますが、そういう方が見えるうちに、そういう方に側面的支援をしてもらって、また役職についた職員を育ててもらい、そういうことも考えていかなければいけないんじゃないかなあというふうに思っております。

職場環境の整備は、確実に必要になってくると思います。ぜひ適正な運用をお願いして、次の質問に移ります。

2番目の公共施設再配置計画について質問させていただきます。

平成26年4月に総務省から知事や政令指定都市の市長に対しまして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についての要請がありました。厳しい地方財政が続く中での公共施設の老朽化が大きな課題とされ、また人口減少に伴う利用需要の変化も予想されることから、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要ということでした。

特にこれは平成の大合併で誕生した市町に対しての総務省の思いではないかなあというふうに私は思いましたが、本巢市でもそれに基づきまして、平成29年3月には公共施設等総合管理計画が策定され、翌年、平成30年3月には公共施設再配置計画が策定されました。建築されました時期や利用状況を調査し、策定されたものだというふうに思っておりますけど、インフラ・プラントを含めた公共施設の将来更新費用は、これからの30年間で毎年約52億円と推計され、現在よりも26億円強の財源が必要というふうに推計をされております。

今後30年間では、インフラ整備のほうが大きな要因があるようにも見えますけど、年度によっては公共施設の財政負担が大きなウエートを占めるということも予測されている年度もあります。その経費の節減のために、長寿命化、複合化などの検討が行われ、年間の財政負担が今までより6億円弱節減されるように計画されており、それでも年間20億円以上の費用負担が今よりかかるというふうにされております。

その計画どおり行けばいいんですけど、おけると計画工期にしわ寄せがいくというか、集中するおそれもありますし、耐用年数の影響もあります。計画に沿って粛々と行われることが肝心だというふうに思っております。

今の段階での進捗状況、また資料館や体育センター、老人福祉センター、これなどは統合が計画されております。南北に広い本巢市でどこに統合するのか、また統合後の施設数は幾つにするのか、

そういった協議の進捗状況もあわせてお聞きをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、公共施設の再配置計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

公共施設の再配置計画につきましては、総合管理計画に示しました延べ床面積の16%相当の削減目標を確実に実現するために、公共施設の存続、廃止、統合等の方針、時期などを具体的なロードマップにいたしまして、5年を1期として6期間（30年間）を設定し、策定したものでございます。

この1期——平成29年度から令和3年度でございますが——におきましては、統合、廃止、建てかえ、譲渡、移転など、改修以外の方針としている施設は、現在、9施設でございます。

この進捗状況でございますが、庁舎施設の本庁舎、糸貫分庁舎及び真正分庁舎の3施設につきましては、統合の方針でございますことから、現在、庁舎整備検討委員会から提出されました「庁舎整備の基本方針」を踏まえ、検討を進めておるところでございます。

また、廃止としております3施設のうち、うすずみバンガローにつきましては、平成29年度までに一部東屋などを除き解体が完了しておりますほか、もとす合同庁舎、旧生涯学習施設「ながみね」につきましては、今年度、施設の解体に向けた設計をする予定でございます。

また、昨年度は、公共施設の再配置計画に基づき策定することとしております「個別計画」の策定を推進するため、各施設の管理部局の職員を対象に公共施設のマネジメント研修を実施いたしまして、個別計画に向けての取り組みを確認し、今年度、各施設担当部局におきまして、個別計画の策定を進めていく予定としております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

再質問を1つお願いします。

先ほど個別協議を各部局でしてみえるというふうな説明がありましたけど、統合への協議は時間がかかるものと思っております。各部局で個別に協議される、この場合、例えば複合施設なんかの検討も計画の中には載っております。こういう場合には、どこが調整するのか。部局同士で話をするのか、それに総務部が入って調整するのか、その1点だけお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

複合化に向けた部局間の調整ということでございますが、これはいろいろケース・バイ・ケースがあるかと思いますが、最終的には総務部と一緒にいって部局間の調整をしなければならないというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鏑本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

個別協議が行われてから複合化の協議が行われるというふうに、普通に考えればそう思いますので、大変時間がかかることだというふうに思っております。ぜひ計画に沿って行えるよう、スムーズな協議をしてもらうことを願っております。

続きまして、2番のほうに移らせていただきます。

毎年、多額の予算が必要となるため、昨年、廃棄物処理施設等整備基金、地域交流整備基金などの積立基金を統合して公共施設等整備基金を設置されました。しかしながら、30年の計画に対しては、必要な額が用意されているとは言えないと思っております。庁舎統合の具体的な計画も算入されていないというふうに思っておりますし、本巢市内に配備する消防署の計画もこれには含まれていないというふうに思っております。大きな資金が必要となりますけど、基金に加えて一般会計からも拠出することになりますけど、それでも足らなければ、やっぱり国のほうに借金することになるんじゃないかなあというふうに思っています。

条件的には合併特例債がいいんじゃないかなあというふうには思いますけど、今のところ、あと5年しかありません。総務省においては、公共施設の延べ床面積の減少に伴う集約化や長寿命化のための事業には公共施設等適正管理推進事業債とか、また消防署を建設する場合には消防防災施設整備費補助金とか、そういう制度が使えるようです。例えば、さっきも複合施設の話をさせてもらったんですけど、消防署をほかの施設と複合施設にする場合には、用地取得をこの補助金を使って獲得するというのも考えられるようですけど、この補助金の運用期限も間近に迫っておって、現実的にはちょっと難しいかなあというふうに思っております。

再配置に関する市の財政計画で何か考えてみえることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

予算として考えていることがあるのかという御質問でございますけれども、現在、市が保有する公共施設や道路、橋梁、公園緑地等の社会基盤の多くは昭和40年代から昭和50年代に整備されたものでございまして、これらの施設が今後一斉に改修、更新の時期を迎えることから、現状のまま公

共施設を保有し続け、長寿命化の施策を実施しない場合には、公共施設総合管理計画の計画期間の30年間で約1,557億円と多額の費用が必要となり、約800億円の財源不足が生じると試算しております。

こうした状況でございますことから、総合管理計画において、延べ床総面積の16%削減を目標とし、公共施設の維持・改修費などに係る財政負担を軽減することを主たる目的といたしまして、統合、廃止、建てかえ、改修としております施設ごとに、その実施時期を具体的に定め、事業費の平準化を図ることに加えまして、先ほど議員が申されましたような国庫補助金、あるいは地方債などを最大限に活用して進めていく必要があると考えております。

具体的な予算につきましては、施設ごとに策定いたします個別計画の中で概算費用を算定してまいりたいと考えておりますが、個別計画の策定に当たりましては、財源を十分確保するよう関係部局と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いします。

財源は十分確保するようというのはどういうふうに理解すればよろしいですか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

財源というのは、当然、一般財源の持ち出しは極力少なくするために、先ほど申しましたような国庫補助、起債等を活用していくように、その辺を各課において、どういう有利な補助金があるのとか、そういったものを検討した上で財源を充当していただくようお願いしていくというものでございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

各部局で補助金を独自に検討せよというふうに理解をしましたが、少しでも市の財政負担が軽くなるように各部局において努力されることをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。婚活事業についてお聞きをします。

少子・高齢化に伴いまして、本巢市も人口が減少する想定でまちづくりが考えられておりますけど、少しでも減少する幅が減るよう、人口減少カーブが緩やかになるよう努力することは、活気あるまちづくりには欠かせないことだというふうに思います。

そのためには、本巢市で新しい所帯を築いてもらう、結婚を機に本巢市に住んでもらうことにつながる婚活事業は、大変有効であるというふうに思います。一昔前なら、積極的に独身者に対して結婚相手を紹介してくれる世話好きな方が地域のあちこちに見えましたが、そういう方々は、なぜかしらよくそういう情報を知って見えましたが、残念ながら、昨今は個人情報他人が把握することも難しくなったせいか、情報通の方は余り見かけなくなりました。

そういった影響もあってか、今の若い世代の方は、結婚相手を探す出会いの場が少ない、機会が少ないというふうに言われております。

それで、今では、民間でも公共でも婚活事業が積極的に行われるようになっております。本巢市でも、何年か前に2回ほど行われましたけど、しばらく行われていませんでしたが、また平成29年度から復活されて婚活事業が行われております。ほかの市町でも婚活事業が行われておりますけど、以前はパーティー形式、集団お見合い形式が主とした格好でしたけど、最近は共通の趣味趣向を生かした婚活事業が行われるようになってきました。

本巢市の婚活事業は、どんな内容で、またその成果はどうか、お聞きをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、今までの婚活事業の内容と実績についてお答えをいたします。

婚活事業につきましては、少子化の原因の一つである未婚化、晩婚化に歯どめをかけるために、結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に対する結婚支援対策として、出会いの場を提供するため、各種イベントを開催しています。事業内容と実績につきましては、婚活事業が子ども大切課へ所管がえされました平成29年度からの事業内容及び実績についてお答えをいたします。

婚活事業につきましては、県内在住・在勤の独身男女を対象に実施しております。平成29年度は、2回のイベントを開催しており、参加者が気軽に会話できるレクリエーションを交えたイベントと、共同作業を行う中で会話を楽しめるように、料理づくりと試食を兼ねたイベントを実施いたしました。参加者数は、男性32人、女性27人の合計59人で、カップリング数は1組でございました。

平成30年度につきましては、3回のイベントを開催しており、第1回は「第一印象で選ばれるための3つの秘訣」と題したセミナー形式のイベント、第2回は体を動かしながら交流する卓球とフリートークを組み合わせたイベント、そして第3回は、お互いが物づくりをしながら交流するお菓子づくりを交えたイベントを実施いたしました。参加者数は、男性24人、女性23人の合計47人となっており、カップリング数は10組でございました。

なお、イベントでは成婚の報告を求めておりませんが、本市で把握しております成婚者数は2組でございまして、そのうち1組につきましては、本巢市に居住されております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

成婚者が2組あったということ、またそのうち1組が本巢市に居住されているということで、これは非常に大きな事業効果があったんじゃないかなあというふうに私は思います。

地域によっては、お酒が好きな人が集まったり、美術館めぐりが好きな人が集まったり、また揖斐川町ではマラソン婚活、またほかの地域ですけど、ゴルフ婚活なんていうのもあるというふうに聞いております。そういった趣味趣向が同じとか、料理やお菓子を一緒になってつくとか、同じ時間を長く共有することによって相手のこともよくわかり、結婚を考えている方も参加しやすいし、成婚の可能性も高まるような気がしております。一人でも多くの方が参加できるよう、出会いの機会がふえるような計画を引き続き行ってほしいと思います。

次の質問ですけど、岐阜県でも、「コンサポ・ぎふ」と称してぎふマリッジサポートセンターを運営し、ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークを構築して、県内の市町村の婚活を積極的に支援しております。

特に平成26年、27年ごろから大変力を入れて行われているように見受けられますけど、本巢市の岐阜県や地域との連携状況はどうなっているのか、お聞きをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、県や地域などとの連携についてお答えをいたします。

岐阜県では、独身者向けの結婚やイベント等に関する総合相談窓口のほか、ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークを利用した広域お見合いのフォローを初めとする県内市町村等結婚相談所への支援、独身者向けセミナーの実施、婚活イベントの情報発信等を行っております。

本市におきましても、ぎふマリッジサポートセンターが運営しております「コンサポ・ぎふ」の婚活イベント情報ウェブへ本市が主催するイベント情報を掲載し、参加者の募集を行うなど、連携を図っております。

なお、市において開催しております婚活イベントにつきましては、市民活動助成金の活用により、主体的にイベントを実施していただける市内団体との協働により進めているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

ぜひいろんな機会を積極的に利用してもらいたいと思っております。

次の質問に移ります。

先ほど本巢市の婚活パーティーの募集要項、岐阜県内に在住・在勤というふうにお聞きをしましたが、必ずしも、現在本巢市に居住している人を対象にしているというふうにはなっておられないようです。今現在、本巢市に居住されていない方が本巢市の婚活事業でめでたく成婚されまして、本巢市で居住、生活していただければ、本巢市の人口増にもつながりますし、たとえ片方の方、または両方の方が本巢市に既にお住まいの方でも、成婚して引き続き本巢市に居住してもらうことは、人口流出を防げたということが言えると思います。まちの発展、活気づくりのためにも大変有効なことだというふうに思われます。

もし、結婚後の生活場所としてどこにしようか迷っているときに、本巢市がその候補の一つにあつて、あともう一押し、誰かが背中を押してくれたら本巢市に住むのになあというふうに考える方がいるとしたら、本巢市の婚活事業で成婚して本巢市に住むと、こんないいことがあるよとPRしておけば、背中を一押しすれば住んでもらえる可能性が高まることというふうに考えられます。何かいいことというか、特典を考えておられるか、お聞きをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

市の婚活事業で結婚され、市に居住される場合の特典の考えはについてお答えをさせていただきます。

これまで、本市で開催されましたイベントがきっかけとなり、成婚された方に対する特典はございませんでしたが、今後につきましては、結婚を祝福するとともに、本市への移住定住を促進するために、本市が主催する婚活イベントでの出会いがきっかけとなり、結婚し、本市に居住された方を対象に結婚祝い金の支給を行うなど、何らかの特典を検討してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

ぜひとも背中を一押ししていただいて、本巢市に住んでいただけることをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、私が一般質問を行いますので、瀬川副議長と交代をいたします。よろしくお願いいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（瀬川治男君）

会議規則第54条の規定により、議長が一般質問を行いますので、私が議長の職務を行います。

8番 鏝本規之君の発言を許します。

○8番（鏝本規之君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

何せ名鉄との交渉で長いことおしゃべりをして、力が入り過ぎて、選挙同様力が入り過ぎましたので声が少々かれていますけれども、御容赦のほど、よろしく願いをいたします。

議長においては、よろしく御配慮のほどお願いをいたします。

私の一般質問ですけれども、順番に行きます。

何せ私は一般質問、よく飛びますけれども、御無礼をいたします。

私も、この4月から孫が1年生ということで学校までついていっているわけでありましてけれども、最初のころは約40分以上かかりました。けれども、子どもの成長というのはすごいもんだなあという思いをしております。きょう、はかってみますと、10分短縮ということでございまして、30分で学校に着くことができました。

正直なこと言って、きょうは一番かばんが重たい日なんですね。ずうっと調べてみると、重たそうなかばん、月曜日が一番重たいというふうに私の中では感じております。中には軽い生徒も見えますけれども、平均して月曜日が一番重たいかなあというふうに来ております。

きょうは1年生と4年生がプールということで、1年生と4年生の生徒は、何となく喜んで学校に行ったんじゃないかなあというふうに思っております。

この2カ月の間に歩く速度が10分も短縮できたということは、子どもの成長というのは本当にすごいなあというふうに思うんですが、それについていっている私は、とうとう70を超えて、子どもはだんだん元気になり、私はだんだん元気がなくなるというようなことでありますけれども、今回の一般質問、そういう中から、学校に生徒と一緒にいていっている中において、いろんな父兄の方から御意見等々を聞いております。

そういう中で学校に関することを、通告にないこともありますけれども、それは私の常平生のことというふうに御理解をいただきまして、御答弁をいただければ結構だと思っております。通告はしてありませんので、わからないところはわからないほうで結構であります。どうしてもわからないときには市長にお伺いをいたしますので、よろしく願いをいたします。

私のところに多くの、学校関係のことも来ますけれども、当初申したように、今、学校以外のことも名鉄のところ、旧名鉄の線路の跡地の問題で、私が一般質問の原稿を出してから、そういう問題が私の耳に入ってきてまして、その前であつたら、私がそのことについて大いに一般質問をする予定でありましたけれども、通告がしてありませんので、そのことについては、また後日、質問等々をしたいと思っております。

何にしても、名鉄さんのほうも、私が声のかれるほど大きな声を出したり、いろんなことをおしゃべりをしましたので、少々最初の約束とは違って太陽光発電はやめてくれるというようなふうまでいきましたので、多少声がかれてもいいかなあという思いをしております。

それでは、本題に移りたいと思います。

父兄の方から、多くいろいろな形で御意見等々をいただいている中に、前にも一般質問をしたことがありますけれども、新しい1年生ができたということもあって、その中で順次聞いていきたいと思っております。

前にも、いじめ・不登校等々が問題になりました。その後、学年が変わったこともあって、2カ月がたったわけでありましてけれども、今、教育長さんのところ、また事務局長さんのところに届いている何かがあれば報告をしていただきたいと思います。

また、学校給食においては、1年生が入ったということで父兄の方たちと学校給食をつくっているところに見学に行ったとか、また一緒に御飯を食べたとかというような話も聞いております。この学校給食においては、民間に委託をするというような話があったかと思っております。そういうことについて、今、どのように進んでいるのかをお尋ねいたします。わからなければ結構でございます。

また、名札の件も、何かいろんなことで父兄の方から聞くわけなんですけれども、どうも学校まで行く間に、この名前がわかってはいけないというような形で、名札をつけることを奨励している学校と名札をつけることを禁止しているというような学校があるというふうにも聞いておりますので、そういうことについてどういうふうに思っておられるのか、事実なのか否かということも含めてお尋ねをしたいなあとというふうに思っております。

また、先ほども述べたように、私の一般質問等々でもありましたけれども、学校のかばんが非常に重たい等々ということもありました。そういうようなことも含めて、これは一般質問で回答もいただいておりますし、何らかの形で対応がなされているかなあとというふうに思っておりますけれども、今の状況等々について、わかる範囲内で結構ですので説明をお願いしたいと思っております。

また、かばんが重たい最大の原因は何かなあとというふうに感ずると、どうも子どもが持っていけるポットというのかな、お水等々を水筒に入れて持っていく。これを持っていくのが非常に重たい。けれども、そのお水が12時になると捨てなさいよというようなことを言われるというようなことで、その後はどうするのと聞いてみると、学校にある水道の水を飲むというようなふうの回答でございましたけれども、本当にそれが事実か否か、私もよくわかりませんので、どういう対応をされているのか、わかる範囲内で結構であります。

○副議長（瀬川治男君）

鏝本議員に申し上げます。

通告された順序で言っていて、そこの中で再質問でもらえばいいですので、そのようをお願いいたします。

○8番（鏝本規之君）

了解をいたしました。

その中で、最終的には服という問題になってくるわけでありましてけれども、どうも小学校においては制服がないということで、私服で学校まで行っているということについて、父兄の方から、非

常にいろんな問題があるんですよというふうに聞いております。そういうことも含めて教育長さん初め事務局のほうにおいて、そういう問題がどういうふうに伝わっているのか、またそういう問題についてどのように対応していくのか等々についてお尋ねをいたします。

今、議長から注意がありましたように、いろいろなことを質問しましたけれども、答えられることについてのみ答えていただければ結構でありますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

御質問の市内小学校の服装の現状と問題点についてお答えをさせていただきます。

本巢市内の小学校では、全国の公立小学校の傾向と同じように、私服で通学し、学校生活を過ごしております。体育の授業や運動会の練習がある日は、体操服で通学をしている児童も多くおり、通学時、私服と体操服のいずれを選択するかは、児童や保護者の意思に任されているところでございます。

学校や教育委員会には服装に対する御意見は、多くは上がってきておりませんが、子どもによっては華美なものや活動にふさわしくない服装をしてくることが、友達と比べること、ごくわずかではございますが、私服の柄などについてからかわれたり、友達とトラブルになったことなどの問題点が上げられております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

通告のないことですので、なかなか答弁ができないというのは承知をしております。多分教育長は、最後のところである程度で答弁するであろうというふうには期待はしておりますけれども、一般質問等々で何度か何度かいろんな今の通告のない問題については、いろいろな形で一般質問をしております。一般質問をしたら、それで終わりじゃないということだけを肝に銘じておいていただきたいと思っております。

どういう形、給食が今どういう方向に向かっているのか、かばんが重たいことについてどういう対応をしたのかというぐらいのことは答弁ができてしかるべきだと思っておりますけれども、それを今ここで言っても仕方がないので、次の質問に移ります。

こういう問題は、今、学校の制服等々ということについて、余りないというふうに聞いておりますけれども、学校にいろんな形で意見が行くのが多いのか、私のところに来るのが多いのか、よくわかりませんが、私のところに来る小言というのか、要望というのは非常に多うございます。

その中で服装においては、表に出ない、また服装が一緒だとかぶるということで嫌みを言われる。また、そういう中で、子ども同士がゲームをしたり、今どういうふうか、私、よくわかりませんけ

れども、顔を見ながらゲームをするんじゃないで、うちで同志で、LINEか、何かよくわかりませんけれども、つながってゲームをすると。そういう中に何となく入れてもらえないというような、何となく私の思いとしては、やんちゃ坊主で、クラスの中でも何となくやんちゃということで通ってきた私からしてみると、何か嫌ないじめだなあというふうにとれて仕方がない。

そういうような問題も含めて制服等々がいろんな形で出ているなあという思いをしておりますので、今後の対策、また何か考えることがあるとするなら、答弁のほど、よろしく願いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、市内小学校の服装に関する問題点の対応ということでお答えをさせていただきます。

まず、華美なものや活動にふさわしくない服装につきましては、本人や保護者に丁寧に説明をいたしまして、家庭でよく話し合っ適切な着衣を選択できるよう指導しておるところでございます。

また、私服をめぐるトラブルにつきましては、学校で情報を得た教員が迅速に対応するようにしております。双方の思いを聞きながら、相手の気持ちを考えることについて話したり、学級全体で話し合ったりして、嫌な思いをした児童が納得できるまで指導をさせていただいております。

また、着衣を含め、見た目で人を判断したり、差別したりすることがないように、人権教育の視点からも繰り返し指導しておるところでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

教育長にお尋ねをいたします。

この服装のことについては、私が教育長のところに直接伺って話をしたこともあります。そういう中で、父兄の人とも、今、教育長がどういう考えですよと、また学校のほうはこういう考えですよというようなことをそこそこ話をする中において、1週間の間に1度か2度は体操服で行くと。その体操服で行くことを一つの形として、行きも帰りも体操服にしてもらえれば、父兄としては非常にありがたいというようなことを言われております。

そういうような中で、当初通告にないこともお聞きをしましたけれども、教育長におかれましては、もう答えられる範疇内で結構でございますので、この私の一般質問、CCネット等々で流れます。給食等のこと、またかばんが重たいこと等々については、父兄の方たちにおいても共同の悩み、また心配事だろうというふうにも思っておりますので、答弁ができる範疇内で結構でありますので、御答弁のほどよろしく願いをして、教育長の答弁をお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、市内小学校の服装に関する考えについてお答えします。

体操服で通わせてはどうかという御意見をいただきましたけれども、現状においても体操服で通学している学校もあります。このことについては、体操服で通学する場合、メリット・デメリットの両面があるということを確認しておきたいなということを思います。

メリットといたしましては、児童が華美な私服を求めたり、衣服を友達と比べて必要のない劣等感を持ったりせず、洋服を選ぶ手間が省けるというようなことが上げられます。

また、デメリットといたしましては、体操服が夏用、冬用の2種類しかなく、軽微な気温の変化に対応しづらいこと、洗いがえや成長に応じてたびたび買いかえなくてはならず、経費がかかることなどが上げられます。

また、体育の授業などで汗をかいた体操服を着がえないことは、健康面でも衛生面でも問題があります。さらに、高学年の女の子を持つ母親からは、体操服は体のラインが出やすいため、通学時の着用には抵抗があるという御意見もいただいたことがあります。

そして、何より小学生の発達段階にふさわしい、かわいらしく子どもらしい服を着る機会が少なくなることも、子どもの気持ちから遠ざかる大人の考えであるかなということを懸念します。

また、毎日の服を通して、この時期に必要な色や模様に対する感覚も培われ、個性や好みがあってよいことを認め合う機会になっていることも事実であります。

体操服にしる、私服にしる、こうしたメリット・デメリットがあるため、保護者や子どもたちの考え方もさまざま、このような課題については多様な考え方を出し合って、子ども、保護者、地域の方々の意見を加えて多面的に検討し、PTAや学校運営協議会という組織を十分に生かして、学校側とよく相談して方向を見出していく必要があると考えています。

衣食住は、生きる力の大切な基礎を培います。子どもが時や場にふさわしい着衣を選ぶことができるようにすることも教育の一つだと考えております。

学校では、衣服に対する正しい知識を身につけさせるとともに、着衣を含めた外見によって差別をしたり、からかったりすることがないように、人権教育もさらに推進してまいります。

なお、先ほど御質問いただいたことですが、今の段階で私の考えを含めて全部回答できる状況ではございませんが、通告にない内容でございますので、ぜひ次回の議会でたっぷり聞いていただいて、また私の考えをそこで述べさせていただければありがたいなということを思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問という形でお願いをいたします。

服装のことにに関してのみで再質問とします。

そういうようなことを言いまして、PTAで今、PTAという役員の方たちとお話をして、いろんな形で物事をなせるだろうというふうには思っておりますけれども、PTAの方たちに直接物が言えない。露骨なことを言うなら、私の孫なら、人と同じものを着せるような、せないでと言うなら、そういうことができるわけなんです。けれども、できない人もいるわけだ。特に今回は、モレラのほうに行くと、同じ柄の服がたくさん売っている、安い。父兄の人は、それを買っていくとかぶってしまう、そういうことで悩みがあるということなんです。

ですから、対応のできる人と対応のできない人、そういう人、私が今一般質問をしているのは、PTAの役員の方に言いにくいこと、けれども、こう思うんですよということを質問しているわけなんです。

ですので、そういう人のほうが私は多いと思っておりますので、体操服がどうのこうのということも含めて、3年生までならそうしましょうとか、4年生までならそうしましょうとか、何らかの形で、特に女の子にも多いというふうに聞いておりますけれども、そういうことも含めて、もう少し幅広く多くの人の意見を聞くようにして、服装一つとっても、多くの父兄の方の思い、そして声なき声を聞くようにしていきたい、またしていただきたいと思っております。

教育長、何か言いたいことがある、また答弁したいことがあるとするならお願いをするけれども、なければ次の質問に移りますけど、どうします。

それじゃあ、再質問ということでお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

ありがとうございます。

そういった生のお声をお聞かせいただけるのが一番ありがたいというふうに思っています。

2点、回答させていただきたいと思います。

1点目は、そういった思いがちゃんと学校のほうへ届く体制をつくるということが、まず一番かなということをおっしゃっています。

学校のほうも、今、コミュニティ・スクールという形で地域とともにある学校を目指し始めたところですので、その組織を生かすということと、それからさまざまな、例えば本当に声を出しにくいのであれば、アンケート調査をすとか、子どもを通していろんなものに意見をいただくとか、本当に場面をいろいろつくって、声がちゃんと届く組織をつくっていくということが1点目。

2点目は、服を選ぶということはなかなか大変だということも、今、お話を伺いましたけれども、一番は、子どもたちが、例えば見た目とか着るもので人を決めつけたりとか、それから着るものに対して、今の言葉だったら、かぶるとか同じということが悪いことなのかと、どういうことなのか

と、そういったことをきめ細かく教員のほうがキャッチして、そういう物の見方というのはどうなのかということを中心に指導する場面が必要かなということを考えています。

いずれにいたしましても、やっぱりいろんなことを通して子どもたちは成長していきます。時に困難なことやつらいこともあると、そういったものも解決していくというのが子どもには必要であって、さまざまなそういった場面を教育に生かしていくというふうに考えております。ありがとうございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

きのう、少年の主張というのが真正の文化ホールで行われまして、中学校の子、小学校の子の作文というのか、少年の主張ですから主張を聞いたわけでありまして。昨年も聞かせてもらって、不本意ながらというのか、恥ずかしながらというのか、涙が出てとまらなかったということがありましたけれども、今回もたまたまその中で、学校の中で挨拶とハイタッチということをやっているというような発表がありました。きょう、たまたま学校の一緒に行っている生徒に「そういうことはどうだ」と聞いたら、「やっていますよ」と言うけれども、その後はもぞもぞなんですね。やっぱりもう少しそういうものを徹底してやること、役員の人だけやっているよというようなことが本当でありました。

そういうことを含めて教育関係者においては、ハイタッチ、非常にいいことですので推進していくようにお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

浅木公園についてということでありましてけれども、たまたま私も孫と遊びに行くと、この浅木公園、杉山建設の工場のすぐ近くにある非常にいい公園なんですけれども、広くていい公園なんです。行くと、どうも車をとめるところがない。多く人が遊びに来ている。お子さんたちも楽しんでいる。そして、遊具というのか、いろんなものがある。そういう中において、どうもお子さんが長いこと遊んでいるということで、駐車場は車がとめたらもう動かないというような形で、非常に駐車場が狭いなあという思いをしております。

周りをずうっと見てみますと、駐車場に適したような土地もないというようなことが現状であります。そういう中において、今、駐車場のある、北側に少しだけ、あれは50坪か60坪ぐらいの土地があるかと思うんですけれども、その土地ぐらいしか駐車場に適応するような土地がないというふうには思いますけれども、何とかもう少し、あと10台ぐらいは最低でもとめられるような駐車場ができないのか。また、できる計画は、多分ないだろうというふうには思っておりますけれども、何とかできる方法を検討してもらえないかということの一般質問でありますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員御質問の市内公園における駐車場の状況についてお答えさせていただきます。

現在、本巢市内には、都市公園が9カ所、本巢市立公園が16カ所あり、季節によって幼稚園児の遠足や地元自治会のイベントなど、多くの方に利用されております。

公園の駐車場の状況につきましては、公園の整備の経緯や地域の状況により異なります。内訳といたしましては、駐車場がない公園が10カ所、1台以上10台未満が5カ所、10台以上20台未満が3カ所、20台以上が7カ所であります。

御質問のありました浅木公園の駐車台数は、身障者用2台と一般用8台の計10台が整備されております。

なお、都市計画課が管理する公園のうち、浅木公園と同等のコンビネーション遊具が設置されており、公園敷地が同規模の公園は、席田きく公園、春近親水公園、さいがわ公園の3公園で、各公園の駐車台数は、席田きく公園が38台、春近親水公園が39台、さいがわ公園につきましては、文化ホールとの共用となっており、43台であります。

なお、休日等には多くの方々に御利用いただいております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問という形になりますけれども、同等のところには多くの駐車場が整備されている。にもかかわらず、浅木公園においては10台そこそこということにおいて、なぜそういうふうになったのかということがあんまりよくわからない。何か原因があったのか等についてお伺いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、浅木公園の駐車場についてでございますが、この浅木公園が整備されましたのが国の集落環境整備事業という農業の補助を受けて整備されておるということでございます。その関係で、当時といたしましては、この集落の環境を整備するという目的で、この浅木公園につきましては、この周辺の方が御利用されるということで計画をされて、現在の身障者2台と一般用の計10台ということでございます。

それ以外の公園につきましても、特に春近の親水公園につきましては、同じような農業のそういった集落の公園ということで整備されましたが、その後、春近の親水公園につきましては、近隣に岐阜市とか北方町に接するというようなところで多くの方が、そちらも同等のコンビネーションが

あるということで、途中から駐車台数をふやしたという経緯でございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

再質問の再質問になりますけれども、私が孫と遊びに行ったりするときを見てみると、結構多い中において、駐車場がないというようなことの苦情等、また地域から駐車場をつくってくれというような要望は聞こえてこなかったのか、お伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今の御質問の件に関しましては、今まで地元自治会等からそういった苦情とか、駐車場をふやしてほしいという要望はございませんでした。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

役場になくても私のところにあったというの、私のところにはたくさん来ているんですね。けれども、地域の人は、どこに駐車場をつくっていいかという提案ができないような状況なんですね、狭いということもあります。

その中において、今回、私が冒頭にお話ししたように名鉄の路線の跡地がある、ああいうものが利用できれば、非常にいい駐車場になるのではないかなあという思いをしております。

名鉄においては、話の中で太陽光発電をやらない、やらないと困ったなあというような話の中で、当初、市に提案した金額より相当下げてきています。これを市として買うか否かは私の判断ではありませんけれども、また市は市の都合があるとは思いますが、当初のときは、当然買えるだけの目的もないし、金額も相当高かったらろうと思っております。

そういう中において買いませんよという結論に達して今があり、そして太陽光発電を名鉄がつくるといような形になって、私の耳に入ってきて、それは少しおかしいじゃないかというようなことで名鉄とかけ合って、こんな声になったわけでありまして。万が一、名鉄が市のほうに提供する金額等々も非常に安く、そしてまた市長さんにおいては利用価値があると判断した場合においては、あそこを非常に駐車場として活用することは、何台かもできるだろうし、入り口の確保もできるだろうというふうに思っております。

そういうようなことも含めて、もし名鉄の跡地を買わないということになった場合においても、何らかの形で駐車場の整備をする計画はあるのか否か、お伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員の御質問の駐車場をふやす計画についてお答えをさせていただきます。

浅木公園につきましては、田園の緑と河川のなす自然環境の保全を図りつつ、快適な居住環境を確保するため、先ほど申しましたとおり、平成12年3月22日に国の集落環境整備事業の補助を受け、整備をいたしました。

現在、本巣市立公園に位置づけしており、公園面積は5,753平米でございます。公園内には、コンビネーション遊具を初め、多目的広場、幼児用遊具、砂場などがあり、誰もが利用できる公園となっております。駐車場につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、10台の駐車場スペースが整備されてございます。

駐車場の不足については、先ほども御答弁させていただきましたが、地元自治会等からの苦情や要望がなかったことから、駐車場をふやす計画は、現在ございません。

今回、議員の御指摘を受け、土曜日と日曜日の日中に駐車場の利用状況を調査した結果、北側9台の駐車スペースは満車で、駐車禁止区域ではありませんが、道路上に車が6台と3台が駐車してあったことを確認いたしました。

浅木公園は、市民の評判もよく、好評のため、休日になりますと、多数の方々の御利用がある公園であります。今後は、休日だけではなく、夏休み期間中における駐車場の利用状況等を確認いたしまして、また地元自治会長にも利用状況等を伺い、不足する駐車場の増設につきましては、公園敷地内での改修を含め検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問になるのか要望になるかわかりませんが、現実を見ると、非常に駐車スペースが少ないというのは現実であります。当然、駐車場をつくるとお金もかかります。そういうことも含めて、市長さんにおかれましては前向きに検討をしていただくようお願いをして、これはお願いしておきます。

そして、みんなが、子どもが元気に遊べるように、そして駐車場も多くとれるようにしていただくことを市長さんをお願いしておきます。余り大きなお金がかかるとは思いませんので、そういうことも含めて前向きに駐車場の確保を検討していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

3番目の質問は、屋井の工場団地のところの303号線の改良工事ということになっています。

この件についても、地元の人たちから、工場団地が全部工場が建つようになって、多くの人がこの会社に勤めるようになる。また、いろいろな形で物資が入ってくる。けれども、入るのはいい

けれども、出るのに非常に不便であるということで、地元の方たちが住んでいる住居地を通っていかれるということで、住居地にお住まいの方から、非常に危険でもあり、非常に危ない。また、通行に妨げになるというようなことを聞きましたので、本当かなあというような思いがあって、現地を見てきました。そして、2日ばかりあの周りをうろろうろとして見ておりましたけれども、現実としては訴えのとおりでありました。

そういうふうなら、企業のほうも何かの形で困っているのかなあというふうで、黒田議員にお願いをして、企業、あそこは5社いると思うんですけれども、5社の人たちに何らかの形で意見が聞けないか、聞いてきていただきたいとお願いをしたところ、黒田議員が快く引き受けていただきまして、いろんなところに聞きに行ったところ、何とかあの303号線から直接出られるように、入るのは今のままでも結構なんだけれども、出るのに非常に不便があるから、何とかしてもらえんかという声を聞いたということでもあります。

そういうところで黒田議員いわく、それなら陳情書等々を出してもらったらどうですかという提案をしたところ、その5社が快く、当然自分の会社の利益にもなりますので、陳情書を連名で書いていただきました。それも携えて、何とか改良工事ができないかということで、黒田議員ともども県土木のほうに行ってお願いをしてきましたところ、303号線のところに長良糸貫線というのがあって、そこが拡張工事が始まるであろうと。それは、あなたのところの都市公園につながる場所です。その整備ができれば、303号線の信号の拡幅も検討してもいいと思いますよというふうな御意見でありました。

そういうようなことも含めて、この303号線の交差点の改良工事について担当部長にお聞きをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、屋井の工業団地東の交差点についてお答えさせていただきます。

藪川橋より東側に位置する屋井交差点は、岐阜県が管理を行う交差点であり、国道303号を主道路として設計された交差点線形でございます。

交差点を改良するに当たり、接近する車両が安全かつ円滑に通過するため、視距という点から交差点の相当手前の距離から標識や信号が確認できること、交差点内において必要な見通しが確保されるなど、さまざまな検討が必要となります。

現在、国道303号から屋井工業団地への進入方法としましては、国道を北進し、一方通行の側道を利用することになってございます。

屋井工業団地では、現在、全ての工場が稼働し、今後、東海環状自動車道西回りルートや都市計画道路長良糸貫線の開通後は、大型車を含め交通量の増加も見込まれ、大きく交通流が変化することが予想されております。また、地域住民や児童・生徒に対しての交通安全対策の配慮も必要とな

ってまいります。

しかし、長良系貫線の開通後は、長良系貫線から屋井工業団地への進入については、一方通行の側道を利用し進入することができず、藪川橋東交差点等からの迂回をしないと、従業員を含め大型車両は、屋井工業団地への進入ができないことになってございます。

既設の交差点改良につきましては、岐阜県への要望となり、岐阜県公安委員会への再度の意見聴取が必要となりますが、現在の交差点内での形状では、新たな側道の施工は困難であると思われま

す。よって、本市といたしましては、変則5差路の改良、また国道303号線から屋井工業団地へつなぐ道路整備等につきまして、県に対して安全対策も含めて要望していきたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

これは一応国道ということになって、市では手のつけられないところだろうという思いをしておりますけれども、この地域の市民から非常にそういう声を聞いている。地域の人には、その地域に住んでおられる寺町議員に聞いたところ、非常に困っているということでもあります。

また、地域の人たちからどういう声を聞いているんですかとお尋ねしたところ、先ほども述べたように、非常に難儀をしていると、朝夕においては非常に困っているということをお聞きしました。

そういう中において、寺町議員とまた後でいろんなところを回っていきまされたけれども、どうしても市でやれるところが非常に限られるという中で、もうやむなくというのか、一番うちの銭を使わなくて済むという形で、県のほうに要望という形で行って来ました。

その要望書というものは、こういう形で行ってきたわけなんですけれども、県の部長さんいわく、大いに市長さんと協力をして、県にもお金がそんなにあるもんじゃないから、国のほうにも要望してくれと。そして、何らかの形でつけば、その長良系貫線を含め急ピッチで進めることができるから、藤原市長とともども少し陳情活動をしてもらえんすかと言われましたので、藤原市長にお願いをしたところ、それでは東京に行きましょうということで、早急に6月11日、東京に行ってくださいまして、国交省関係の方、また国会議員の方たちに要望書を渡すことができました。どういう返事が来るのか、私ではわかりませんし、どういう形で予算がついてくるのか、よくわかりませんが、市長さんも一生懸命でお願いをしていただきました。また、企業の要望書等々も出ております。

そういうようなことを踏まえて、今後、この整備が一日でも早く、あの5差路が完成するように議員としても汗をかきますので、市長さんにおかれましては、また東京まで陳情等々、県のほうに頭を下げたくない頭も下げなければいけないだろうけれども、それも仕事の一つとして、地域の住民のことも思い、またそこの中で生活している寺町議員がづらい思いもしておりますので、そうい

うことも含めて要望活動等々をしていただいて、産業建設部長においては、なるだけいい知恵を出していただくようお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。10時55分から再開します。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

ただいま議長が所用により退場されました。地方自治法第106条第1項の規定により、引き続き私が議長の職務を行います。

出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

続きまして、13番 若原敏郎君の発言を許します。

○13番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

質問に入らせていただく前に、高齢者による運転操作ミスと思える事故が多発しております。特に今月初めに福岡市においてワゴン車が逆走を含め700メートル暴走し、交差点に突っ込んで、9人が死傷した事故がありました。81歳とはいえ、本人からは周囲の人に、高齢者の事故が多いので運転免許を返納しなければならないのかと迷っているうちの事故だったそうです。町内会長を務め、子どもの見守り活動にも熱心だった、全く普通の方が一瞬のうちに大惨事を引き起こしてしまうのは、私たち、他人事では済まされないような気がします。

私も、平成28年の12月議会において高齢者の運転軽減社会へと、運転免許証が自主返納しやすい社会に、また自主返納の啓発をしてはどうかと質問したことがありました。

本巢市は、公共交通がまだまだ行き届いていない状態で、運転免許証がないと動きがとれないという方も見えます。運転免許証を返納すれば、医者に行くのもおっくうになり、ひきこもりがちにもなり、ますます病気や認知症になってしまうような気がします。買い物に行ったり、孫の送り迎えもできなくなります。近所には、大事な免許証を返納しなくてはいけないかなあと迷いながらいる方もいます。どうしても必要だから、今はできないという方が見えます。本巢市では、このような事故での加害者、被害者が絶対に出ないことを祈っております。

それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

最初に、1番として真正地域の開発について質問をさせていただきます。

本巢市都市計画マスタープランの中で、主に南部3地域の質問をさせていただきます。

年号が令和に変わり、本巢市も、ますます地域の開発が進む様相が見えてきました。平成の初めに岐阜関ヶ原線沿いに大型商業施設ができ始め、平成16年に町村合併により本巢市が誕生し、根尾から本巢市南部まで市全体では本当に変化に富んだ新市として順調に発展し、自慢のできる我が市

に発展してきていると感じているところであります。

こうした状況の中で、本巢市南部真正地域では、間近に東海環状大野・神戸インターの開通と関ヶ原線の4車線化も進んでいて、付近の企業進出は、今では配送センターの完成も間近になり、ますます開発が進行するのではと感じております。

また、平成元年から30年余りがたち、事業用定期借地権の期限も満了になり、新規とか、また撤退の事業者の入れかわりも徐々に出てきております。

我が国の重要課題である東京一極集中や地方の人口減少は、歯どめがかからない状況であります。それを少しでも緩和するには、我が本巢市は、働きやすい場所があるか、子育てしやすいのか、住んで生活しやすい地域なのか、他地域と比べていかに安全かが重要なことだと考えております。それは本巢市の行政運営によるところが大きく寄与していて、今後の政策が極めて重要と感じているところであります。

特に本巢市では、今後開通するインター周辺の計画的開発が重要と考えます。まずは、今年度開通する大野・神戸インターに隣接する真正地域の開発についてをお尋ねいたします。

本巢市では、企業用地造成事業特別会計によりオーダーメイド型企業誘致を進めていますが、温井・浅木工業用地への企業誘致の現状をお聞きしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、企業誘致の現状についてお答えさせていただきます。

初めに、温井工業用地への企業誘致の現状についてでございますが、昨年4月に市内企業から工場増設の打診を受けましたので、5月に地権者への説明会を、6月に関係自治会への事業説明会を開催し、7月末までに計画地内の農地の所有者全員から農振農用地からの除外申請と企業用地造成事業の同意を得ることができましたので、8月に進出希望企業とオーダーメイド型の企業用地造成事業の実施について合意をいただいているところでございます。

現在、市において造成計画地内の土地所有者と用地取得に向けて事前協議を進めているところであり、土地所有者から御理解を得られることができましたら、随時、測量調査設計業務、土地鑑定業務などを発注し、来年度の用地取得に向けて進めているところでございます。

次に、浅木工業用地への企業誘致の現状につきましては、昨年度より企業用地造成事業に係る開発協議について、地元自治会、企業、本市の3者による協議を進めてまいりましたが、企業が要望された造成予定地の中間に位置する市道の廃道について、地元自治会の廃道の同意が得られなかったことから、企業と協議した結果、予定した事業を一時中断しているところでございます。

現在、自治会及び関係者と事業再開に向けての協議を継続している状況であり、事業再開の環境が整った場合には、改めて事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

答弁をいただきまして、温井工業用地はすんなり同意が得られたような答弁でございました。温井地区の中で農道の廃道については心配する方も見えたと聞きますが、また用地の中に住宅があり、一度は移転されてきた方が、やむを得ず、また再度移転という方が見えると聞いております。地元自治会では大変努力されたことと、こんなことを思います。

その交換条件とまではわかりませんが、地元からそれに関連した要望書も出されていると聞いておりますが、ぜひそのことについては実現していただくように私からもお願いしていきたくと思います。

浅木工業用地は、農道の廃道が地元で同意されなかったとお聞きしました。また、企業との協議の結果、事業を一時中断しているが、また地元自治会及び関係者と事業再開に向けての協議もしていると、こんなことをお聞きしました。

いずれにしても、第一に住民が困らないように、また市が対策を考えていただいて、これも相手企業のことでもありますので深くは追及いたしませんけれど、この企業がこの土地で工場を増設されるように、順調に協議が進むように期待しておりますので、要望でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目に行きます。

その企業用地の東側に隣接する市道を市が改良することになっており、今年度、新規事業として予算化されています。

この道路は、幅員が狭い割に、車がスピードを出し、散歩する人や通勤・通学に自転車で通行する人がいます。通行量は少ないですが、危険な道路と感じていて、以前に道路の改良を要望しましたが、その当時は費用対効果が少ないと取り上げられませんでした。本巢市道路網整備計画では、補助幹線道路とされて短期整備路線とされておりますが、今年度から整備されることになり、どれくらいで、整備計画の中では数年になっていたと思ひますが、早急に完成していただきたいと思ひますが、何年後には完成するのかなど、そんなことを期待しておりますが、市道真正1007号線等の道路整備の今後の計画をお聞きしたいと思ひます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、市道真正1007号線等の道路の整備についてお答えさせていただきます。

本路線は、浅木地内から主要地方道岐阜関ヶ原線へつなぐ道路でございます。浅木・国領・温井などの産業誘導地区の工業適地候補地として企業誘致が進む中、道路幅員も狭く、大型車両のすれ違いが困難な状況でございます。また、今後は、歩行者に対しましても安全の確保が必要となって

まいります。

本年度より社会資本整備総合交付金事業を活用し、計画延長約1キロメートル、片側2.75メートルの2車線、2メートルの片側歩道の計画で測量設計業務等を発注し、事業を順次実施していく予定でございます。

今後、商業施設の開発や企業誘致の推進によりまして北方向への円滑な交通の確保が必要となることから、第2次本巢市道路網整備計画に基づき、令和2年度より県道北方真正大野線と市道真正1044号線、(通称)高専通りでございます、真正1069号線を結ぶ交差点改良を視野に入れながら、利用者の安全対策を進めてまいりたいと考えております。

さらに、社会資本整備総合交付金事業への対象事業として位置づけていただけるよう、岐阜県とともに協議を進めながら、安心・安全な道路整備に努めてまいります。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長(瀬川治男君)

若原敏郎君。

○13番(若原敏郎君)

これも要望しておきますが、この道路は用地買収は必要ないと聞いておりますが、予算さえつけば早期完成も可能だと思います。企業の進出も、地域の人が危険にさらされないように、一年でも早く完成していただきたいと要望しておきます。

答弁にありましたように、高専道路と県道の交差点ですか、そこまでも本当に、あそこも大変なところだと思いますので、早急に完成していただくようお願いしたいと思います。

続いて、3番目に行きたいと思います。

企業誘致が進み、商業施設の事業継続や幹線道路沿道等に新規出店などが進むためには、まずは人口がふえることが一つの大切なことだと考えております。地元で雇用を賄い、地元の消費者が増すことが重要と考えております。

また、住居に隣接した農地は、実際には農作業といいますか、消毒などができなくて、耕作せずに休耕地で管理してみえるところがよく私たちのところにはありますが、そうした農地は新たな住居のための住宅地開発へ転換したほうが私はいいかなあと、こんなことも思っておりますが、そうしたことについて市の考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長(瀬川治男君)

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長(原 誠君)

それでは、新たな居住のための住宅地開発についてお答えをさせていただきます。

住宅地につきましては、真正地区の多くは市条例の田園居住地区となっており、住宅の建設につきましては、都市計画上の制限は特にございません。

また、県の開発許可や、本巢市土地開発事業の調整に関する規則に基づく手続をとっていただけ

れば、住宅地の開発は可能となります。

農業振興地域内の農用地については、農振除外や農地転用許可を取得できれば、開発許可等の必要な手続を行っていただくことによりまして開発は可能となります。

住宅開発は、民間事業者により実施されており、真正地域で直近3年間の市の規則に基づく申請につきましては、平成28年度3件、13区画、平成29年度1件、6区画、平成30年度3件、16区画あり、全開発面積につきましては、1.1ヘクタールでありました。

今後も、居住のための住宅地開発につきましては、公的な資金の負担のない民間事業者に開発を委ね、本巣市土地開発事業の調整に関する規則等を適切に運用し、住宅地開発をバックアップしていきたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございます。

真正地域のほとんどが田園居住地区で制限がないと、開発の許可があればいつでも可能ということでもあります。開発業者もそれほど需要がないのか、少し二の足を踏んでいるようなこともありますけれど、そういった開発したいという話が出てきましたら、今の答弁のようによろしくバックアップしていただきたいと、こんなことをお願いしておきます。

4番目の質問に行きますが、反面、そこには優良農地がいっぱいあると、こんなこともありまして、優良農地としては、まとまった土地がまだまだ真正南部地域にもありますし、農業で生計を立てている方もまだまだあります。本巣市の産業の中には農業も重要な位置づけがされていますので、将来に向けて南部地域でも優良農地の確保というのは、やはりこれは必要なことですので、その点について原部長にお聞きしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、御質問の優良農地の確保についてお答えさせていただきます。

本巣市南部真正地域では、東海環状自動車道の大野・神戸インター及び糸貫インターの開通によりまして、工場及び商業施設等の企業進出により宅地化が進むことが予想されております。今後、優良農地を確保するためには、無秩序な農地転用の抑制を図る必要があります。

そのため、本巣市における農業振興地域整備計画及び都市計画マスタープランなど、土地利用計画との整合性を図りつつ、企業誘致を推進する地区である産業誘導地区、幹線道路沿道地区以外におきましては、優良農地の確保を図り、無秩序な農地転用の抑制を図ってまいります。

また、真正地域の農業振興地域内農用地面積483ヘクタールのうち、温井・浅木の産業誘導地区

18ヘクタールが全て除外された場合、優良農地面積が4%程度減少いたしますが、農地中間管理機構への貸し付け申し込みは、毎年約14ヘクタールほどありますので、今後も担い手の経営に影響を及ぼさないように、マッチング会議を通して利用集積及び集約化に努めてまいります。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今回の工業用地は、全体からいけば、その地区内では4%にすぎないと、こんなことでありますが、これにしましても、やはり農地中間管理機構への貸し付け申し込みは、毎年14ヘクタールと、大きな土地が管理機構に委ねられるということでもありますので、農業をやっている方には影響はないよと、こんな答弁でございました。

そうですね、近隣商業地域や産業誘導地区、また幹線道路沿道地区に接した田園居住地区の中で、それぞれの産業が本当に調和がとれたように進んでいくためには市のかじ取りが重要だと思いますので、どうかこれからも全体を見ながら、よろしくお願ひしたいと思います。

5番目に市長に伺いますが、市長の立場からいいますと、真正南部の話はできないよと多分言われるだろうと全体の話でよろしいですが、昨年策定された本巢市都市計画マスタープランの更新は、令和2年から第2次が始まることになっております。土地利用に関する基本方針では、全体では自然環境の保全と共生が原則とし、本巢市としては（仮称）糸貫インターの開通により、工業、商業、観光業を中心とした産業に期待をされているところであります。効果を十分に生かすために、糸貫のインター、またパーキング周辺の地区のまちづくりを推進されていくことと思います。また、新規の企業誘致や既存の企業の拡充等を支援し、産業の活性化につなげていくとのことでありますが、全体的な話でいいですが、今後の市長の構想をお尋ねしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

現在、本巢市では、都市計画の更新に向けて、今、作業を進めさせていただいております。先ほど先生のほうからお話がございましたように、昨年、マスタープランを策定いたしまして、今現在、そのマスタープランに基づいて、それを具体化するということで今区域マスと、それからあわせて都市計画の県への変更の協議ということで、現在進めさせていただいております。

今回の都市計画の更新というのは、先ほど来、真正地域のほうのお話でございますように、東海環状自動車道の開通が、特に大野・神戸インターが間近に迫っておりまして、またその後、引き続いて糸貫インターチェンジの開通が見込まれるということで、今後、こうした東海環状の開通が迫

っていくことによって、今後のインフラ整備、郊外、市内でどんどん進んでくるだろうということで、都市構造が変化してくるだろうということで、それを見据えた都市計画の変更でございます。そのために、まず先ほど来、産業建設部長からお答え申し上げておりますように、まず昨年8月に真正地域の浅木・国領・温井地区の一部を産業誘導地区というふうに早くから先行させていただきました。

それに基づいて、今、先ほど来、お話がございましたように、2カ所で今企業誘致に、いわゆる用地造成に向けて手続が行われているところでもございます。

その後、引き続いて、市内への企業誘致をこれからも積極的に進めていくというために、先ほども一般質問の中でお話が出ておりましたけれども、新たな工場適地というようなことで、本巢のパークエリア付近ですとか、都市計画道路の長良糸貫線沿い、こういったところも産業誘導地区に指定をしていきたいということでもありますし、また近隣市町をつなぎます幹線道路とか、また市内を循環いたしております西部連絡道路沿い、これも生活環境基盤の充実ということで、すなわち住宅とか、商業地とか、商業施設とかもできるような、そんな幹線道路沿道地区というような形で、主要な道路沿いもそういったこともできるように、工場はともかくとして、商業地、住宅等々もこうした幹線道路沿いでも建設できるように、そうした幹線道路沿道地区ということで位置づけていきたいというふうに思っておりますし、今現在、計画を進めております都市計画の中に今申し上げたようなことも盛り込んで、必要な変更を行ってまいりたいというふうに思っております。

それを、こうした土地利用を具体化するために、昨年2月に策定いたしました本巢市都市計画マスタープランに即した形で、県が策定いたします本巢都市計画区域マスタープラン、この中に今申し上げたようなことを具体的に入れていただいて、その改定を令和2年、来年の12月までに県の正式な決定にできるように、現在、県と事前協議をいたしておるところでございます。

また、こうした区域マスタープランに合わせて行います、本巢市の都市計画全体の変更が必要になってまいります。今後、県や関係機関とも協議・調整いたしまして、また住民、また議会の皆様へ説明するとともに、こうした都市計画変更に伴いまして、特定用途制限地域に係る条例の改正ということも出てまいりますので、そういった必要な条例改正も行いまして、来年度には都市計画の変更は全て終わり、そして正式に今申し上げたようなことが本巢市内でまちづくりの、いわゆる根本となる都市計画、そしてまた区域マスタープラン、そういったふうになるように全て進めていきたいというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

今後、ますます発展しそうな計画が新たな地域でも考えられているということでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

これで1番目の質問は終わります。

2番目の国の外国人材受け入れに対する本巢市の対応について質問をしたいと思います。

政府は、深刻化する労働力不足に対応するため、4月から入管法を改正し、新たに特定技能という在留資格を創設し、実習生ではなく、労働者として外国人を受け入れる制度を始めました。介護や外食業、建設業といった14種の特定産業分野に5年間で最大34万5,000人を受け入れる計画であります。

岐阜県では、県内で受け入れる今後5年間の外国人労働者の数が5,500人規模に上ると試算がされました。県は、今後、県や教育委員会などをつくる外国人材活躍・多文化共生推進本部で各分野に関する県内の動向を共有し、支援構築を図るとされています。

既に県内では、在住外国人の技能実習生などの増加があり、昨年末時点で5万3,445人、外国人労働者を雇用する事業者は、昨年10月末時点で3,864カ所あると、4年連続で過去最多を更新しているとのことでもあります。

今後、企業誘致を進める本巢市でも、在留資格のある特定技能1号、特定技能2号の外国人の方がさらにふえてくるのではと想像いたしております。

市としての対応をお伺いいたします。

まずは1番として、本巢市内の直近の在住外国人数を市民環境部長にお聞きしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、市内の直近の在住外国人数はについてお答えをさせていただきます。

5月末の時点で住民基本台帳に記載をされております外国人につきましては、710人でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

本巢市では、今、710名とお聞きしましたが、その中には留学生とか技能実習生とか、いろんな目的で来てみえる方がいると思いますが、留学生とか技能実習生は、いずれ自国へ帰られるかなあと思われませんが、今回の法改正では、特定技能を取得した人は、一定の期間は残っていたり、また永住ということも考えられますが、その分野別ですか、目的別の人数というのはわからないでしょうか。突然お伺いして、それは出ているでしょうか。

○副議長（瀬川治男君）

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、わかる範囲でということをお願いしたいと思いますが、住民基本台帳制度の対象となります外国人につきましては、日本の国籍を有しない者のうち、中・長期在住者など4つの区分のいずれかに該当する者でございます。

市町村の本巢市の区域内に住所を有する者がそれになりますが、先ほど言いました710人のうち、在住資格というものがございまして、技能実習の者が397人、それから留学の者が59人、永住者が115人というようなことで、多い者については、この3つというようなことになっております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

私が今回質問している中では、技能実習の方がこれからも長くいるということでちょっと質問しておるわけですが、わかりました。

2番目に行きます。

岐阜県でも平成30年度の市町村別在住外国人の数が出ておまして、上位10市では、岐阜市が9,311人、可児市が7,349人、これは平成30年度なんですけど、次は大垣市、美濃加茂市が4,942人と、ずうっと10番まで出ておるんですけど、本巢市は710人で、どちらかというと少ないかなあと、こんなことを思いますが、可児市では7,349人の方が見えるんですけど、人口比率にしますと、7.4%が外国人と。美濃加茂のほうでは4,942人いるんですけど、人口比率8.7%と、そんな数字が出ておりました。

瑞穂市は4.1%で、本巢市の710人は、これで単純に計算していかどうかわかりませんが、2%ぐらいと。これで今では他市と、特別多いところと比べるとそんなに多いわけではありませんが、今後、やはり働きやすいところとか、そういう働き場所があるとか、そういうところが出てきますと、本巢市もこれがどんどんふえてくるんじゃないかなと、こんなことを危惧しております。

今後は本巢市も外国人が急増するのではないかというような、そういう働き場所があるということは本当にいいことなんですけど、その対応が手おくれになってはいけないとちょっと心配をしております。いろんな分野で働き方がこれから開かれてきますので、とりあえず労働者対策として産業建設部長に、日本語が話せない・読めない外国人労働者の対応はどんなことを考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、日本語が話せない・読めない外国人労働者の対応についてお答えさせていただきます。本年4月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格が創設されたことで、介護や

外食業、建設業など14業種で、5年間で最大34万5,000人余の外国人材の受け入れが見込まれております。

本市においては、本年5月末現在、およそ400人ほどの外国人が技能実習生として在住しておりますが、外国人材受け入れ拡大に伴い、今後、さらに増加することも予想されます。

こうした中、県におきましては、本年5月30日に県内に暮らす外国人の生活相談に多言語で対応する岐阜県在住外国人相談センターが岐阜市に開設され、必要な情報の提供や関係機関への取り次ぎを窓口の相談員が5言語で応じるほか、電話通訳も介して計14言語に対応されているところであります。

現在、本市におきましては、日本語が話せない、読めない外国人労働者に対する市独自の対応は行っておりませんが、先ほど申し上げました県在住外国人相談センターの活用について、市ホームページにおいて周知を図っているところでございます。

また、市内の外国人を多く受け入れている製造業者におかれましては、通訳の設置や日本語講習会の開催など、企業独自で対応されているとお聞きをしております。

今後につきましては、県が設置した県在住外国人相談センターの活用について、引き続き市ホームページ等で周知を図るとともに、企業から日本語が話せない・読めない外国人労働者に対する支援のニーズが高まってまいりましたら、関係する部署と連携を図りながら、外国人労働者の対応について検討してまいります。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今のところはそういった問題はなくて、各企業が対応ということでもよろしいかと思えます。今後、そういう事態になりましたら、よろしくお願ひしたいと思えます。

3番目に行きます。

特定技能2号を取得されるということは家族の帯同が許されると、当然、子どもがこの地域で学校に来ることになり、日本人だけのときのように授業が進行できなくなり、先進地のような問題を抱えてくると心配をしております。

県は人的資金面の援助はあると聞きましたが、本市では小・中学校における外国人の児童・生徒への対応といたしますか、今現在、どんな状況にあるか、教育長に伺いたいと思えます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

学校教育での授業・進学への対応についてお答えをします。

市内小・中学校に就学している外国籍の児童・生徒は、8名おります。そのうち、日本語指導が

必要な児童・生徒は、フィリピン籍1名、中国籍3名で、フィリピン籍の生徒については、県が配置する外国人児童生徒適応指導員制度を活用し、タガログ語により学校生活への支援を受けております。

中国語については県の派遣はありませんので、昨年度より市独自で外国籍対応支援員を1名配置して対応しています。

この中国語の支援員は、3名が在籍する小学校に勤務し、授業や休み時間など、学校生活全般にわたって支援しております。具体的には、教師の発問や教科書、テストなどを翻訳すること、また生活で困っていることを相談を受けて解決すること、さらには日本語を教えたり、コミュニケーションを図る際にサポートしたりしています。

進学につきましては、本市の中学校を卒業した外国籍児童・生徒は、過去5年間では2名おりました。中学校では、本人の意向を十分に把握した上で丁寧に進路指導を行い、2名とも県立高等学校へ進学している状況です。それ以前の外国籍生徒の中には、必死に日本語を習得し、目標を掲げて学習に励み、岐阜県の教員として活躍をしている卒業生もいます。

今後も、本市の児童・生徒が国籍にかかわらず将来に夢や志を持ち、実現のために努力するキャリア教育の充実と、外国籍児童・生徒に対し、その夢を阻む言語や文化の違いという障壁を乗り越えるための支援を行ってまいります。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

本巣市も、今現在、8名の方が見えるということでありまして、十分対応していただいておりますということで安心をいたしました。やはり日本人であろうと外国人であろうと、やっぱり幸せに暮らす権利は同じでありますので、ぜひ学校教育の中でそうしたことを配慮していただいて、社会人になっていただくように要望しておきます。

続いて、大きい3番目の質問に入りたいと思います。

昨年の台風被害を受けた桜の保護についてであります。本巣市の淡墨桜が日本一すばらしいのは誰もが認めるところであります。多くの人がそれぞれの思いで見、感動されていきます。毎年楽しみにしていると言われております。ですが、桜の見られる期間が少ないので、タイミングを外し、残念と言われるのも、そんな話もよく聞くところであります。時期をずらして来られる方にはやむを得ないことと思います。

また、市内外から淡墨桜を目的に、また淡墨桜が見られなくても本巣の桜を見るのが楽しみと訪れる方も多く見えるとのこと。昨年は非常に強い台風で本巣市の宝の淡墨桜の枝が折れてしましまして、非常に悲しい気持ちになっていましたが、先生方が、自然の力に左右され今まで生き延びてきた老木が、今回、枝が折れたぐらいでは自然のことですよということを言われて、それを聞き、なるほどなあと、こんなことを思いました。これから本巣のシンボルとして淡墨桜は生き延び

てくれること、またそれを見られる私たちは本当に楽しみにしていることであります。

そこで、淡墨桜を中心に、市内の有名な桜の名所があります。本巢市を訪れる人から、いろんな期待の声が聞こえてきます。例えば、157号線沿いの木知原駅の周辺の桜並木、ほたる公園付近の席田用水の桜は、台風被害にも遭い、一時元気がなくなっています。

そこで、お尋ねをしますが、台風被害に遭った淡墨桜以外の桜は、これは復旧するように市としてできるものかどうかを伺いたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、台風被害に遭った淡墨桜以外の桜の復旧についてお答えをさせていただきます。

昨年、本市を襲った台風21号の影響で淡墨桜においては、直径20センチから30センチ、長さ6メートルから8メートルの大枝が4本折れるという大変大きな被害を受けたところでございます。また、国道157号沿いの木知原駅周辺の桜並木や、ほたる公園付近の席田用水沿いにおいても大きな桜が根元から折れるなど、多くの桜が被害を受けました。

淡墨桜においては、本市ホームページ等で再生支援に対するふるさと納税を募り、現在、再生に向けて検討を進めているところでありますが、木知原駅周辺の桜並木やほたる公園付近の席田用水沿いにつきましては、多くの桜が根元から折れ、交通に支障を来していたため、道路管理者におきまして伐採し、撤去されております。

木知原、席田用水沿いの桜の復旧についてでございますが、被害を受けなかった桜においても、植樹から長い年月が経過し、大径木化による通行障害や老齢化による樹勢の衰えが進んでいるのが現状であります。

全国の桜並木や街路樹等におかれましても、本市同様、大径木化による通行障害や視距の妨げ、老齢化による枝折れ、また健全な樹形や良好な景観を維持するための維持管理費の負担など、多くの課題を抱えております。

今後、木知原や席田用水沿いの桜並木を観光の名所として復旧するに当たり、道路管理者や河川管理者から桜の補植についての許可を得る必要があります。管理者から桜補植の許可を得ることができ、また補植後の消毒や根周りの除草など、維持管理を行っていただける地域団体やボランティア団体があらわれた場合など、市民活動の一環として積極的に取り組んでいただける条件が整いましたら、本市といたしましても桜の苗木や消毒資材の提供など、桜並木を守る活動に対して支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

南のほうに住んでいる私たちが見るのは、やはり表の面だけで、実際に管理とか、そういう地元の方が、今の答弁では、ボランティア団体ができればという答弁でしたが、本当に県外から見える方も、淡墨桜だけじゃなしに木知原もすごいねとかという話を聞きまして、何とか復活できないかなあと。今から苗を入れても先は、花が咲く一人前になるにはすごく時間がかかるということでございますが、地域の団体でそういう支援をすれば、市としては資材とか、そういう経費の支援をするということでございます。地元の方がとか、それじゃなしに、そういう人があらわれればということで理解します。ぜひ復活していただくといいかなあと、こんなことを期待しております。

2番目に行きますが、これはある方からお手紙をもらいまして、その方は県内の人ではなかったんですが、自然豊かな根尾、淡墨桜に心を癒やされて助けられていますと。人の心のオアシスになるような根尾になってほしいと。また、淡墨公園からうすずみ温泉まで桜のトンネルがあったらいいと、夢見ていると、これは手紙をくれた人は県内の人でしたが、ほかの方がそう言ってみえるようなニュアンスでいただきました。

私も、ふと気がつくと、あんな有名な淡墨桜があつて、本巢市が推薦するうすずみ温泉、この観光地なのにそれをつなぐ道路に桜が少ないと、そんなことが本当に気づいてみれば、ちょっと気がかりなところでありました。

その方が言われるには、やっぱり桜並木、全部欲しいと言われるんですが、あつたらいいなと言われますが、その温泉と淡墨桜をつなぐ道路は、桜をふやしていただいいていくというような、桜並木になるというのは夢のような話なのですが、実現ができるのか、少しでも近づけるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

淡墨公園からうすずみ温泉までを桜並木でつなぐ構想についてでございますが、先ほどもお答えいたしました、全国的に見ても桜並木や街路樹においては、大径木化による交通への支障、健全な樹形や良好な景観を維持するための維持管理費の負担など、多くの課題を抱えているところでございます。

淡墨公園からうすずみ温泉までの区間の国道沿いは、住宅地や農地が広がっており、これら以外の場所につきましては、道路構造物や急峻な山に囲まれているため、桜の植樹が可能な場所は限られてきています。

道路敷や河川区域などの公共施設への植樹につきましては、管理者の許可を得る必要があります、また先ほども申し上げましたとおり、交通への支障といった課題がございますので、自己所有地への植樹に御協力いただける方や、植樹の後の消毒、除草など維持管理等について御協力いただける地域団体やボランティア団体があらわれた場合など、市民活動の一環として積極的に取り組んでいた

だけの条件が整いましたら、本市といたしましても、桜の苗木や消毒資材の提供など、淡墨公園からうすずみ温泉までを桜並木でつなぐ構想について協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

わかりました。

やはり皆さんがそうした夢を持ってみえるというか、根尾に行けば桜がいっぱいあると、そういういろんな声が出ておまして、皆さんの協力が得られればというような話でございますので、市のほうにばっかり言っても、これはちょっと無理な話かなと、そんなことを感じました。ぜひ夢をかなえていただければありがたいなあと、こんなことを思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。午後1時から再開いたしますので、お願いいたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鰐本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

2番 今枝和子君の発言を許します。

○2番（今枝和子君）

通告に従いまして、大きく4点、質問をさせていただきます。

まず初めに、今年度の新規事業であります公共交通計画策定にかかわるニーズの調査についてお尋ねをいたします。

本事業は、もとバスや鉄道、路線バスなどの民間が運営する公共交通網も含め、利用者アンケート調査や地元ヒアリング等により公共交通の課題解決及び活性化に向けての計画であるとお聞きをしております。

昨今、午前中にも各議員からもございましたが、高齢ドライバーによる重大事故が後を絶たない、この社会の状況を鑑みますと、公共交通網の充実は、とても重要であると思われま

内閣府におきましても、昨年11月から12月に、全国60歳以上の男女3,000人を対象に車の運転についてのアンケート調査が実施されました。それによりますと、回答した80歳以上の4人に1人が車を運転しているとの結果が出ております。

さらに、高齢者が運転する機会は、小規模の市町村ほど多く、車は買い物や通院などに欠かせな

い生活の足となっていることが裏づけられました。

本市におきましても、この課題については、市民の方々から、さまざま御要望を頂戴いたします。この本事業により、より安全、快適に利用できる交通環境づくりが構築されることを期待するものです。

そこで、この事業をどのようなスケジュールで進められていくのかをお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、公共交通計画策定に係るニーズ調査のスケジュールについてお答えをさせていただきます。

本市の公共交通計画は、平成21年に「地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域公共交通の活性化及び再生を図ってまいりましたが、昨今、高齢化の進展、あるいは東海環状自動車道の開通に伴う道路環境の変化など、今後も本市における交通環境が大きく変わっていく状況を踏まえ、地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくりを進めることが必要だというふうに考えております。

今年度は、公共交通の課題解決及び活性化に向けて計画的に管理、進行するために、新たな公共交通計画の策定を進めておりまして、その基礎データとするために、今回の「公共交通計画策定に係るニーズ調査」を実施するものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、8月ごろになりますが、利用したい公共交通機関、利用の目的や利用時間などのほか、公共交通充実に向けた御意見などにつきまして、年代ごとに無作為に抽出した2,000人を対象といたしまして、市民アンケートを実施する予定としております。

その後、市民ニーズの意見をお聞きするため、これは行政側が勝手につくった計画だと言われないうように、どのようにしたら本当に地域の方が乗っていただけるかという地域のお声をお聞きするために、地域ごとにワークショップを開催いたしまして、令和2年度から令和8年度までの6年間で期間とする公共交通計画を策定するものでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

次に、アンケート調査地元ヒアリング等によりデータを収集とありますが、その対象者ですが、より実用的な計画策定となるよう、現在、公共交通をよく使用される方、または今後の使用を望まれそうな方々の声をより多く拾い上げていただければと思うんですが、例えば移動手段がない中学

生、高校生、歩行、または自転車しかない、そういう方たちであったり、自動車免許も所有していない高齢者、また自動車免許自主返納を現在検討している方などが上げられますが、今の御答弁で年代別に無差別にという御答弁でしたが、できればそういった方を重点的に対象にさせていただきたいなど。例えば、各自治会で敬老会で集われた方に調査をしていただくであるとか、こういう方々に特化したような、無差別の世代も必要ではあると思いますので、それは実施をしていただく中で、特にこういった方々を対象にアンケート調査もさせていただきたいなというふうに考えるのでありますが、具体的にどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

対象ということでございますが、先ほど無作為に抽出した2,000人というお答えをさせていただきましたが、現在、アンケート調査につきましては、毎年度、利用者アンケートを実施しておりますが、これとは別に公共交通に関するニーズや意見を伺いたいということを考えておりますことから、対象者といたしましては、今、議員が申されました学生、あるいは社会人、熟年層や高齢者など、幅広い年代層といった中で2,000人を対象に実施していきたいというふうに考えておまして、今後の公共交通機関利用者の拡大につなげてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、市民が御利用いただける、よりよい公共交通体系の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様には、こうしたアンケートにぜひとも御協力いただけるようお願いするところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

実際、具体的に利用したいと考えている方々の回答には、私たちのように車で自由に移動できる者には気づかないことがたくさんあるかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、市内各地で開催されております転倒予防教室とか認知症カフェなどに参加されている方から、次のような御要望をいただきました。

ふだんからとても楽しくこのような教室に参加をされておまして、お友達も誘いたいと思ってみるんですけども、自分の車に友人を乗せてあげて、もしも万が一の事態が起きてしまったらと思うと、ついつい誘うことが消極的になってしまうと。このような高齢者の集いの場合は、開催してくださっている方々の御尽力により、とても人気がある一方で、興味はあっても交通手段がなくて参加できないという方が少なからずお見えのようです。この課題解決の手段の一つとしての御提案なんですけど、ほとんどそれらの教室等の開催場所は、もとバスの停留所となっております。そう

いったことから、できることでしたら開催時間帯をもとバスの発着時刻と合わせていただくことが移動手段のない方でも参加しやすくなるのではないかと思いますのですが、それは可能なことなのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

現在、住民主体で実施しております「認知症カフェ」につきましては、市内に4カ所ありまして、各地域の福祉施設において、主に毎月1回、10時から11時30分まで開催をしております。また、一般の高齢者を対象といたしました「転倒予防教室」につきましては、4地域の福祉施設などにおいて、月1回から2回、13時半から15時まで開催をしております。

このほか、認知症予防教室、健康づくり教室を月2回、10時から12時まで、2地域の福祉施設で開催をしております。

議員御質問の開催時間を市営バス到着時刻に合わせることは可能かにつきましては、これまでも市営バスの利活用を検討いたしました。市営バスのダイヤにつきましては、岐阜バスや樽見鉄道の駅との乗り継ぎ時刻を基本に編成されていることや、認知症カフェなどを市営バスの時刻に合わせて開催しますと、教室の終了時刻に適当な時刻の市営バスがなく、帰りの便まで長時間待たなくてはならないこと、また市営バスの運行は、毎日でないことや、運行日が路線によって違うことなどから、現時点では開催時間を到着時刻に合わせることは困難であると考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

さまざまな教室への参加希望者の移動手段は、今後の課題であります。この計画策定での検討事項の一つとしていただければうれしく思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、図書館運営についてお尋ねをいたします。

まず初めに、今年度、視聴覚資料や屋外飲食スペースなど施設整備をしていただき、ありがとうございました。

また、読書通帳の導入などもあり、今後の来館者のさらなる増加が期待をされます。

しんせいほんの森におきましては、館長さん初め司書の方々の計画的な御努力により、人口1人当たりの蔵書冊数は徐々に県平均値に近づいてきております。

次に求められる取り組みとしては、市民の知識の向上と創造性豊かな人間構築に資するという意義を十二分に発揮するために、いかに多くの市民の皆様が本に親しんでいただけるか、そういう環境を整えていくことがあると思います。数字的に表現すれば、回転率をどのように上げていくかと

いうことになります。

しかしながら、しんせいほんの森は、市立図書館とはいえ、南北に長い本巢市のほぼ最南端に位置しており、地理的な課題があります。例えば、北部地域の方が調べ物や読みたい本を求めてしんせいほんの森に来館されたとしても、返却日までにまた遠いところ足を運んでいかなければなりません。ですが、しんせいほんの森に限らず、各公民館図書室や主な公共施設、これは先ほど言ったようにもとバスの停留所になっているような公共施設ですけれども、そういうところのどこでも返却が可能であるということになれば利用者拡大につながるのではないかと思うのですが、今後の返却方法についてどのようなお考え方なのかをお尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいま御質問がありました貸出図書の返却方法について、公共施設のどこでも返却可能なシステムをつくってはという御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在、しんせいほんの森や公民館などの図書室で借りた本は、2週間以内に借りた場所で返却するということになっております。しんせいほんの森も、公民館などの図書室も、開館している時間帯だけでなく、夜間や休日でも各施設に設置しております返却ボックスを利用しまして返却することはできるようになっております。

議員御提案の公共施設等どこでも返却可能なシステムをつくることにつきましては、公民館などの図書室以外の公共施設には、教育委員会が現在行っておりますメール便がございません。返却できるようにするためには、新たにメール便——これは返却された本を運ぶ手段でございますが——をつくる必要がございます。また、返却された本を受け付けるシステムもございませんので、システムの導入も必要になってまいります。これらのことなどから、今のところ、御提案のどこの施設もということについては考えていない状況でございます。

現在、借りた場所で返却することとなっておりますが、しんせいほんの森の蔵書を公民館の図書室を窓口にして貸し出しを行っていることや、今年度更新を行います図書館の情報システムの活用によりまして、借りた場所だけでなく、各地域の公民館の図書室でも返却できるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

各公民館図書室でも返却が可能となれば、真正地域以外でも広く多くの方々に利用していただけるようになることを期待できます。どうかよろしく願いいたします。

次に、市ジュニア司書についてお尋ねいたします。

このほどジュニア司書を募集され、大変多くの応募があったと伺っております。4月20日には開講式と第1回講座を開催されましたが、具体的にジュニア司書とはどのような活動をするもので、またそこに期待されることはどんなことなのか、教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ジュニア司書制度についてお答えします。

ジュニア司書とは、本が大好きな子どもたちが読書の魅力やおもしろさ、読んだ本の感想、感動などを自分の言葉で友達や家族、地域の人などに楽しく伝える、本と人を結ぶリーダーとして活躍する制度です。

3月に募集をかけ、小学5・6年生37人、中学生40人の合計77人の応募があり、4月に開講式及び養成講座をスタートさせました。「図書館探偵になろう」「読み聞かせに挑戦しよう」など6回の講座を経て、図書館司書のノウハウや図書館の仕組みも学び、ジュニア司書として必要な力を身につけた子どもたちに認定証を授与し、その後は読書活動推進のリーダーとして読書の輪を広げ、ほんの森にもっと多くの子どもたちを呼び込んでくれることを期待しています。

さらに、市ではイングリッシュデイズ、数学校、こども学芸員などのように才能を開花させ、才能をどんどん伸ばす教育を推進しており、ジュニア司書自身の育ちにも期待を寄せています。どっぷり本につかって読解力や想像力を高めるとともに、小説を書く取り組みなども進めていきたいと考えています。岐阜県からは、池井戸潤、朝井リョウ、奥田英朗などの直木賞作家、北川悦吏子などの著名な脚本家を輩出しており、ジュニア司書の夢を膨らませ、未来の作家も生まれることを期待しています。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていきます。このジュニア司書制度を、改めて読書の力を見直し、大切にしていって取り組みにしたいと考えています。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

私も今になって後悔していることがたくさんあるんですが、そのうちの一つに、もっと良書に触れていればよかったなあということがあります。無限の可能性を秘めている子どもたちが一冊でも多くの良書に出会い、心豊かになることを願いながら、次の質問に移らせていただきます。

次は、大変シビアな内容でして申しわけないのですが、しんせいほんの森運営協議会委員として現場の声をお伝えすることが私に課せられた使命であるとの自覚のもと、質問をさせていただきます。

昨年9月の一般質問において、視聴覚資料導入の御答弁をいただきました。早速、図書館司書さんたちにおかれましては、どんなDVDがよいのかを検討され、準備を進めていらっしゃると思いますが、残念ながら、従来と同額予算の中でのDVDの新規購入となっております。

図書館等で購入するDVDは、著作権の関係から個人で楽しむものより高額となります。そのため、今年度の購入できる図書冊数は、単純に計算をいたしまして約250冊ほど削らなくてはならない状況となっております。限りある予算の中でどのような資料を購入していけばよいのか、現場においては大変知恵を絞っていただいているところです。

そんな状況の中、従来からの課題がさらに大きなものとならざる得なくなってきております。といたしますのは、参考資料と位置づけられる図鑑や専門書などの資料の更新です。今まででも更新の検討はされてきましたものの、結局は一般図書の確保を優先しなければならないため、高額な参考図書の更新は、やむを得ず先延ばしにしていまいりました。それが数年続いてきております。

先日も、私が実際に手にとってみた資料の発刊年度は1998年、20年も前のものでした。20年も前の資料となれば、分野によっては提供される内容自体、正確性に欠くものがあります。例えば、世界の国々を扱うものであれば、現在ではもう存在しない国の名前の記載があります。医学書であれば、病気の認識そのものが間違っていることもあります。これでは本来の図書館の役割を果たし切れていないのではないのでしょうか。現在、あらゆる方面から利用者拡大に向けて取り組んでいただいておりますが、何よりも肝心の資料が新鮮であることは、とても重要なことであると思います。

繰り返し申し上げますが、研究・調査、また課題解決等に求められる資料の提供が正確性に欠くものであってはなりません。早急に参考図書の更新、新鮮な資料の提供ができることを運営協議会委員を代表してお願い申し上げます。

参考図書の類いは改訂されるのが数年ごとですので、毎年更新が必要となるわけではありません。よって、計画的にその高額分について予算計上していくお考えについてお尋ねをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいま御質問の高額な参考図書を更新するために、計画的なその高額分についての予算計上についてお答えをさせていただきます。

現在、辞書や百科事典などの参考図書は、1冊や1セットの価格が大変高いため、更新するには多くの予算が必要になります。頻繁に購入することができていない状況にあります。また、図書館につきましても、他の施設——教育委員会管轄の施設でございますが——と同様に、教育委員会の予算の中で配分させていただいております。図書費とは別に議員御提案の参考図書を更新する

ための高額分の予算計上ということは、難しいのが現状でございます。参考図書の更新につきましては、司書が図書館利用者のニーズを把握して、厳選して図書費の中で購入してまいりたいと考えております。

今年度実施いたします図書館情報システムの更新によりまして、しんせいほんの森や各公民館の図書室では、パソコンがインターネットに接続できるようになります。そのようなことから、電子情報の利用が可能になります。蔵書の充実と電子情報の提供をあわせて行うことによりまして、市民にとって魅力ある図書館づくりに努めたいと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（鏑本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

「すすんで学び、教養を高め、文化の香るまちをつくりましょう。」と市民憲章にうたっております。市民の皆様の生涯学習の拠点の一つとも言える図書館のさらなる発展のために、市長さんを初め副市長さん、事務局長さんをお願いします。ほんの森の職員の皆様との懇談の機会をぜひひつくっていただけることを切にお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次はピロリ菌についてお尋ねをいたします。

がんの予防は簡単ではありませんが、原因がはっきりわかれば手を打てる場合もあります。その好例が感染症によるがんです。がんの原因になる要素には、感染症のほか、喫煙や生活習慣、遺伝子などがありますが、感染症のがんは、ヒトパピローマウイルスによる子宮頸がん、肝炎ウイルスによる肝臓がん、そしてピロリ菌による胃がんが上げられます。

日本癌学会の資料によりますと、今、日本人がかかっている胃がんの98%はピロリ菌感染によるものとありました。また、予防医療普及協会も、統計データより、胃がんのほとんどはピロリ菌が原因で起こっていると発表しています。

ここで、少しピロリ菌について御説明をさせていただきます。

ピロリ菌とは、4マイクロメートルという小さいバクテリアです。人の胃の中は胃酸で満たされていますが、その胃酸は金属も溶かすほどの強酸性であるため、普通の細菌は、胃酸のため胃の中では生きることができません。ですが、ピロリ菌は、胃の中でウレアーゼという酵素を生成します。この酵素は、胃の粘膜に含まれている尿素を分解してアンモニアをつくり出します。このアンモニアはアルカリ性であるために、ピロリ菌は、胃酸を中和して胃の中で生き続けます。また、このアンモニアは、胃の粘膜を傷つけ、炎症を起こすこととなります。そして、長期間にわたってピロリ菌が居座り、炎症を起こし続けることによって、次第に胃の粘膜が萎縮を起こし、萎縮性胃炎の状態となってしまいます。

また、ピロリ菌に感染するのは乳幼児期であると考えられております。なぜかという、乳幼児は免疫力がまだ十分ではなく、胃酸の分泌も少ないからです。その後、大人になると免疫力が高ま

るため、感染はしなくなります。

感染経路は、ピロリ菌に感染している人からの口移しやピロリ菌に感染された井戸水などを摂取するなど、口に入れば感染することがわかっております。例えば、ピロリ菌に感染しているおじいちゃん、おばあちゃんが孫に口移しで食べ物を上げた場合、ピロリ菌をうつしている可能性があります。乳幼児期にピロリ菌に感染をすると、数週から数カ月でピロリ感染胃炎を発症します。これは慢性炎症であって症状がない場合もありますが、その後、感染状態が何十年と長く続くと、先ほど申し上げましたように、萎縮性胃炎という胃酸の出ない状態に陥り、さらに数%の方は、分化型胃がんへと進行してしまいます。中には、ピロリ感染胃炎から萎縮性胃炎にはならないで、直接発症する病気もあります。それは胃・十二指腸潰瘍や胃ポリープ、特発性血小板減少性紫斑病、また女性に多い未分化型のスキルス胃がんなどです。

ピロリ菌は、人の胃粘膜にすみつき、どんな胃薬を飲んでも消えません。しかし、除菌療法を行えば、その後は何もしなくても除菌状態が維持できます。

日本癌学会の資料によりますと、ピロリ菌が原因の胃・十二指腸潰瘍に対する除菌効果は、特に劇的です。除菌できなかった時代には、治療をして症状がおさまったとしても、胃潰瘍では65%、十二指腸潰瘍では80%以上が1年以内に再発していましたが、除菌できるようになってからは再発は二、三%に激減しており、病気の原因をなくしてしまう除菌という治療法は、強烈な効果を発揮しています。

さらには、WHOもピロリ菌が胃がんの原因と明言し、除菌を勧める勧告を行いました。

以上のようなことから、まずはピロリ菌検査を行い、感染の有無を調べておくことは、関連する病気の早期発見、早期治療につながり、生涯を通して健康と向き合う上でとても大切であると考えます。

そこで、市民全員が受診対象となる節目検診のメニューへの追加、もしくは検査費用の助成へはどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、ピロリ菌検査の助成につきましてお答えをいたします。

ピロリ菌は、胃の表層を覆う粘膜の中にすみつく菌で、議員御指摘のとおり、感染したまま放置しておくと、慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍、胃がんなどが引き起こされることが知られております。胃潰瘍や十二指腸潰瘍は、ピロリ菌感染者の10から15%程度が発症すると言われております。また、ピロリ菌に感染し、数十年の経過を経ると、3から5%程度が胃がんを発症すると言われております。ピロリ菌の感染率には衛生環境が関連するものとも言われておりまして、日本では中高年に多く、若年層では近年減少傾向にあり、10歳以下の感染率は、10%以下と言われております。

国の「がん対策推進基本計画」には、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実が上げられ

ています。これには、市町村は、国の示すがん検診指針に基づいた適切な検診を実施することが求められており、厚生労働省研究班の国立がん研究センターによるがん検診有効性評価ガイドラインで胃がん検診として推奨されているのは、胃エックス線と胃内視鏡検査の2つで、そのほかの検査は、個人の判断による受診は妨げないが、市町村が行う対策型検診においては推奨しないとしております。

また、ピロリ菌感染を調べる検査はさまざまありますが、ピロリ菌検査が陰性イコール感染していないことではないということであります。陰性でも注意を要する場合として、以前に除菌をした経験のある方や、偶然の除菌、自然消失した方、偽陽性などがありますので、陰性の結果がでましても、未感染ではない以上、安心できないため、本市では、節目検診等の検査項目には加えておりません。

したがって、本市のピロリ菌検査実施につきましては、今後も国の動向を注視しながら適切に判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

次に、中学生を対象にした検査費用の助成についてお尋ねいたします。

冒頭で述べましたように、ピロリ菌は乳幼児期に感染をし、それ以降はほとんど感染しないことから、感染しているか、していないかを判断するのに中学生の年齢が最適な時期であるということから、現在、全国では多くの自治体が中学生に対してのピロリ菌検査を導入しております。

若いうちに除菌しておくことで、子どもたちやその次の世代が、胃がんだけでなく、胃潰瘍やポリープなどの胃の病気を将来にわたって予防できるため、ぜひ本市におきましても取り入れていただきたいと思うのですが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

議員御質問の中学生への費用助成についてでございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、ピロリ菌検査が住民の皆様への対策型検診として推奨されておりませんので、中学生への費用助成につきましても、現在のところは考えておりません。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

一生懸命説明をさせていただいた割には一蹴されてしまったようで、とても残念であります。

通告には胃がんの早期発見だけと書きましたが、ピロリ菌の除菌は、十二指腸潰瘍や胃潰瘍など、その他の病気の予防でもあります。予防することにより健康寿命の延伸や、結果、医療費の削減効果も大きく期待ができます。胃がんか否かの判断というよりも、市民の健康を守るための予防医療としても、今後、御検討いただけることをお願い申し上げまして、最後の質問に移らせていただきます。

次は、御家族が亡くなられたときの事務手続についてです。

今回、この質問をさせていただく背景には、私の友人でもある一人の女性の突然死があります。彼女は、高校生と中学生の2人の娘さん、そして御主人との4人家族でした。ことしの2月の出来事です。朝、いつものように家族を送り出した後、御自身も出勤をされました。ですが、夕方、突然職場で倒れられ、帰らぬ人となってしまいました。クモ膜下出血でした。私もその数日前には、彼女と冗談を交えて笑顔で会話を交わしたばかりだっただけに、余りに突然の訃報は、とても信じられませんでした。ましてや、御家族の悲しみは筆舌に尽くしがたいものだったと拝察いたします。

ですが、実際には、現実を受け入れる間もないうちに多くの手続をしなくてはなりません。7日以内に死亡届を出し、2週間程度の間一般的には10種類前後の手続が必要となります。同じような書類に個人の名前や住所など、何枚も何枚も記入しなくてはなりません。ふだんからさまざまな手続等は全部奥さんがされておりましたので、この御主人への負担はかなりあったこととお聞きをいたしました。

また、核家族化、高齢化が進む中、この手続を高齢の方がされる場合には、もっと大きな負担になるのではないかと思います。

本市におきましては、それぞれの庁舎においてほとんどの手続ができますが、児童手当、児童扶養手当等の手続は真正分庁舎へ、また農地を相続された場合は、糸貫分庁舎まで別途行かなくてはなりません。

そこで、先進事例をいろいろ調べてみましたら、窓口の一本化と申請手続の簡素化を図る「お悔やみコーナー」というものを設置している自治体があることを知りました。私は、この取り組みは、悲しみのさなかにある人たちに寄り添う、血の通ったサービスであると感じましたが、本市におきまして、窓口の一本化、手続の簡素化についてのお考えはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市におきましては、現在、分庁舎方式を採用しておりまして、本巢本庁舎及び糸貫・真正分庁舎に地域調整課を、また根尾分庁舎には総務産業課を置き、各種申請等の手続をワンストップで行

える体制を構築しているところでございます。

議員御質問の死亡時の手続につきましては、亡くなられた方の状況により異なりますが、世帯主変更届を初め、介護保険・後期高齢者医療及び国民健康保険の被保険者証の返還、また上下水道使用者変更など、手続内容は多岐にわたっているところでございます。

このような手続をできる限り少ない負担で効率的に行っていただけるよう、地域調整課における死亡届の受け付け時には、必要な手続を取りまとめた一覧をお渡しし、御遺族へ御案内をさせていただいております。

死亡後の手続で来庁された際には、亡くなられた方の状況により、一部担当課へ御案内をさせていただく場合もありますが、多くの手続が地域調整課にて完了できる体制をとっており、お悔やみコーナーとしての役割を担っているものと考えております。

また、市役所以外において手続が必要な不動産、厚生年金、預貯金、生命保険等につきましては、状況により手続先を紹介しているところでもございます。

次に、書類の簡素化についてでございますが、現在、住民異動届に記入押印をしていただくことで、国民健康保険、後期高齢者医療保険異動届と選挙管理委員会への住民異動届を兼ねられるよう対応しているところでございます。

今後におきましては、各種申請書類等につきましては、複数の部署が関係し、それぞれ異なる法令上の規定がありますが、集約できるものについては集約し、手続の負担軽減を図るなど、市民に寄り添ったきめ細やかな窓口対応に心がけてまいりたいというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

次に、先ほどの奥さんを亡くされた方に話を戻させていただきますが、やむなくひとり親になってしまわれたわけですが、それにかかわる手続は何をしたらよいのかと相談を受けました。遺族年金、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等の手続など、調べてお伝えいたしました。ひとり親等、亡くなられた方の状況に合わせた案内をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市環境部長に求めます。

洞口市環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

死亡時に限定しているわけではございませんが、ひとり親となられた方につきましては、「ひとり親家庭となられた方へ」といった案内チラシを子ども大切課において作成をいたしまして、各庁

舎の地域調整課等の窓口に備えつけておまして、関係手続につきましては、地域調整課より子ども大切課のほうへ御案内をしているところでございます。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございます。

その書類が出されているということではありますが、不備がないようにと申しますか、医療費の助成等というのが含まれていなかったように記憶をしておりますので、漏れなく手続ができるような体制をとっていただけることをお願い申し上げます。

また、今後も市民の心に寄り添った快適な環境づくり、そして行政サービスの充実をよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、3番 高田浩視君の発言を許します。

○3番（高田浩視君）

気持ちを奮い立たせて、ここに一生懸命立っています。

議長のお話にもありましたけど、きのう、少年の主張大会がありました。教育長、事務局長は、審査員として参加されておりました。私も会場で拝見させていただきました。中学生の主張は、特に感銘を受けました。きょうは、私がかわって中学の授業を受けに行って、彼らにここに立ってもらったほうが、市長、執行部の皆さんの御賛同が得られるんじゃないか、純粹にそんなふうに感じてしまいました。本巢の大人を代表する者として責任を重く感じました。そして熱くなりました。

今回は、最近起きた事項について、本巢市の対応についてお尋ねさせていただきます。

では、最初の質問に入ります。

風薫る5月、一年で最も過ごしやすい季節ではないでしょうか。ことしは、5月の連休明け以降、暑い日もありましたが、おおむね爽やかな日々が続いていると感じています。

6月に入って梅雨入りはしましたが、引き続き過ごしやすいのではないのでしょうか。

本巢市の大きな魅力の一つは、緑豊かな田園風景でしょう。まさに新緑にあふれるこの季節は、本巢市の売りではないのでしょうか。それを求めて新たに住まいを構える方も見えるのではないのでしょうか。

こんな季節、一日中、窓をあけて過ごしたいですね。晴れた日には、洗濯物を外でお日様にしっかり干したいですね。ですが、この季節に洗濯物が外に干せない、日中、窓をあけられないとお話しされる方がふえているんです。温暖化なのではないでしょうか、植物の生態も変化しているようです。近年、以前とは異なった雑草の繁殖がかなり増加しています。5月ごろからはイネ科の雑草、カモガヤなどの増殖が特に目につきます。花粉を飛散させ、アレルギーの原因となる植物です。この季節に花粉症の健康被害が広がっているようです。市民の健康的な生活を守るため、花粉の飛散防止

や、植物の増殖を防ぐ効果的な施策が必要と考えます。

では、最初です。

市が行う雑草の撤去の場所は限られていますが、今の市内の道路を見て回りますと、道路脇は、緑豊かな植物が風になびいています。場所によっては1メートル以上に伸び、交通の妨げになるのではと危惧される場所もあります。現状は、まだ雑草の撤去は実施されていないようですが、道路の雑草撤去の管理はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、道路の雑草撤去の管理についてお答えをさせていただきます。

市道における除草は、草が道路の路肩、またはのり面から伸びて通行に支障となり、車両の視界を確保するため、また歩道等を通行する自転車や歩行者の皆様が安全・快適に通行できるよう、幹線道路を主体に除草工事を行っております。

現在、幹線道路を中心とした99路線、延長約59キロメートル、面積約13万平方メートルについて、草丈の状況により6月から10月にかけて、年1回から2回の除草作業を実施しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

限られた予算の中で効率的に雑草の撤去を行うため、計画的に工事が発注され、実施されているということですね。それが6月からの発注ということで、いたし方ないことでしょうか。それではいけません。

しかし、ここ数年、5月になると非常に目につく雑草があります。四、五月から急激に成長するイネ科のカモガヤです。1メートルほどの背丈に成長すると、穂を出して花粉を飛散させるようです。その後は枯れ果てるようです。今の季節は、枯れ果てている様子を多く見受けます。

カモガヤだけではありませんが、これらの植物の花粉による健康被害を訴える人がふえているようです。この雑草、カモガヤなどの繁殖は、この本巢市ではここ何年かでかなり増加しているように感じます。5年ほど前には、あちこちに目につく程度でした。今は、道路脇、あぜ、放棄地、柿畑、庭等、あらゆる土の面、ちょっとしたすき間に繁殖しています。雑草というより、一面この植物を育てているのかと勘違いする場所もあります。

杉やヒノキの花粉は、何十キロも飛散するようです。健康被害も広範囲に及びます。その花粉の飛散そのものを防止することは、本巢市ではできません。それに比べ雑草の花粉の飛散は、数十メートルのようです。私たちから雑草に近づかなければ問題はありません。しかし、毎年、どんどん

彼らは私たちに近づいてきています。花粉の飛散場所、発生場所が目の前にあります。身近に広がってきています。雑草の撤去の時期など、飛散を防止する対策が必要と考えます。飛散の防止対策の必要はないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをいたします。

議員がおっしゃられますように、カモガヤ等は、道路、あぜ、休耕田、放棄地、柿畑、庭と広く生育し、アレルギーの発症率が高く、花粉症の原因植物とも言われておりまして、花粉症の一般的な症状である鼻水、鼻詰まり、目のかゆみなどのほかに、口腔アレルギー症候群を発症することがあるとされているところでございます。

対策としましては、花粉の飛散前に駆除することが効果的であるとされており、防止策としましては、花粉が飛び始める5月より前の4月に除草することが最適とされていることから、除草等、何らかの対策は必要であると考えております。

しかしながら、生育している場所が休耕田、放棄地、柿畑、庭などの民地が多く、それぞれの所有者が除草等を行うことしかできず、難しいことが現状であることから、カモガヤや雑草等が繁茂して近隣の生活環境を損なう原因となる場合には、駆除などの協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

杉やヒノキの花粉は、何十キロも飛んで都会の真ん中に届きます。人が多いんです。健康被害を訴える人も多いはずですが。雑草の健康被害を訴える人は、都会ではいません。田園地帯だからこそこの健康被害です。この植物の広がりとともに、確実に健康被害はふえています。今後は、さらに注意深く健康被害や苦情に迅速な対応をお願いしたいと思います。

3番目です。それではということで、カモガヤは外来種のようなのです。植物の外来種というと、まずはオオキンケイギクですか。特定外来種で駆除も行っていますが、まだまだ多く目につきます。余りにも多く広がってしまっていて駆除が追いつかないのではないのでしょうか。

カモガヤは、日本の侵略的外来種ワースト100、外来生物法で要注意外来生物に指定されているようです。とても繁殖力が強く、この地域ではどんどん広がっています。農業に与える被害も考えられます。また、小学校では、5月の終わりに運動会が開催されています。少なからず教育の現場に与える影響もふえるのではないのでしょうか。もとは牧草として植えられたようです。適度な緑化植物として繁殖しているうちはよいのでしょうか。そろそろ猛威を振り始めるのではないでし

ようか。

外来植物として繁殖を抑える必要はないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市環境部長に求めます。

洞口市環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをします。

カモガヤは、もともと牧草用にアメリカから北海道に導入されたイネ科の多年草でございまして、現在では沖縄を含む全土に定着しているようでございます。

議員御指摘のように、侵略的外来種ワースト100や要注意外来生物に指定されておりましたが、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストであります生態系被害防止外来種リストが作成されたことに伴いまして、「要注意外来生物」から、現在は「生態系被害防止外来種」に変更されているところでございます。

この生態系被害防止外来種リストには、429種類の外来種が掲載されておりますが、カモガヤは生態系等への被害を及ぼしている、またはそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発が必要である総合対策外来種ではなく、産業または公益性において重要で、代替性がなく、その利用に当たっては適切な管理が必要な産業管理外来種とされているところであります。

リストの位置づけでは、対策の必要性が高い外来種ではございませんが、杉、ヒノキなどに次ぐ花粉症の原因物質であることも認識をしておりますので、今後、国の対応等を注視しながら、繁殖を抑える必要性について見きわめていきたいというふうを考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

雑草の撤去、除去としては、費用と効果を考え、6月から実施していくと。イネ科の雑草の花粉は5月ごろからで、5月ごろから飛散していますが、今のところ健康被害はそれほど把握していない。外来種駆除としても今のところは問題ないと。市単独で動いても効果がないと。しかし、目に見えて確実に広がっていると思います。健康被害にとどまらず、さまざまな問題に関連していくやもしれません。再度、注意深く迅速な対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2項目めです。ふるさと納税制度についてお尋ねします。

ちょうど1年前の6月議会になります。本巢市のふるさと納税への取り組みについてお尋ねしました。私は、決してこだわっているわけではありません。この一年のふるさと納税に係る騒ぎ、報道、そしてこの6月には制度改正がありました。状況が変わってきたようなので、再度その取り組みについて質問させていただきます。

前回の質問においては、ふるさと納税は、ふるさとや地方自治体を応援する制度であり、生まれ育ったふるさとばかりでなく、自分で選んだ自治体を自由に応援できる制度で、返礼品を競い合う制度ではないこと、地方自治体のみずから財源を確保し、施策を実施する有効な手段で、その用途を工夫して、地元の特産品を積極的に宣伝し、応援してくれる人をふやすことができることとして、本来の趣旨に立ち返りふるさと納税を活用していくことなど、本巢市の取り組みについて確認させていただきました。

用途を広く市民に求め、より具体的に事業の趣旨や内容、成果を明確化する取り組みや、ふるさと納税を行った人とのコミュニケーションを積極的に、継続的に行い、地域活性化につながる取り組みもお願いいたしました。

さらなる納税サイトの活用や返礼品については、体験型や、その提供が地域活性化につながるよう充実させていくお答えがありました。

さて、本巢市においては、昨年度、淡墨桜に係るふるさと納税が注目されたと認識しています。歳入、また関係人口の増大という点からも効果が大きいと考えます。

本年6月からは返礼品に対する国の規制が入り、ふるさと納税制度が変わります。本巢市は、国の方針に従い、取り組んできたわけですから、今後も引き続き制度を守り、事業をさらに進める必要があると考えます。ルールを逸脱する自治体は排除されるわけですから、ある意味チャンスではないでしょうか。

では、1点目です。

本巢市においては、平成30年度ふるさと納税の状況が前年度に比較して変化しているようです。大きくふえているということですね。本巢市は、どんな取り組みをして、そしてどんな効果が出ているのか、お尋ねします。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年度に制度化をされまして、本市におきましても「ふるさと“もとす”応援寄附金」としてスタートし、以来多くの御寄附をいただいているところでございまして、平成28年度には1億を超える寄附をいただいたところでございます。

その後、平成29年度におきまして、総務省より取扱対象品目や返礼率の取り扱いについて統一的な見解が示され、これによりまして平成29年度の寄附額は、前年より6,929万円減の3,849万円にまで減少いたしました。

こうした中、平成30年度におきまして、そうした状況を改善するため、制度を遵守する中において返礼品のブラッシュアップに加え、新たな納税サイトを活用するなど、寄附者の利便性を図る取り組みも行いましたことによりまして、結果として寄附額が1億5,186万円となり、前年度に比べ

1億1,330万円の増収となったところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

返礼品の見直し及びブラッシュアップ、そして新たな納税サイトを利用するということを取り組まれたと理解しました。

では、お答えできないのかもしれませんが、今年度、令和の出足の状況というのはどうなっているのか、少し教えていただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を大野部長に求めます。

大野部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

5月末現在の収入状況でございます。本年は、5月末におきまして1,123件頂戴いたしておりまして、金額が3,767万1,000円でございます。昨年の同時期と比べますと、昨年が420万円ほどでございましたので、今年度は昨年度に比べまして、今のところ多く御寄附をいただいているという状況でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

ありがとうございます。

2番目に移ります。

マスコミ等のあおりもあるんでしょう。現実にはふるさと納税は、返礼品の豪華さを競い合う制度となっていたと感じます。総務省は、たびたび自粛要請を行ってきました。そもそも返礼品は、制度外の存在です。返礼品は、あくまでも自治体が寄附者に好意で贈るもので、ふるさと納税制度に組み込まれていません。

総務省が強制力を持って規制することは、地方自治の観点から原則としてできなかったと理解します。総務省の自粛要請に従う自治体と、そうでない自治体に溝が生まれていた。総務省は、昨年夏、自粛要請に従わない自治体名を公表し、是正を促しました。それでも一部自治体は、ギフト券を贈るなど豪華返礼品を継続したことから、最終的には税制改正で制度自体を見直し、従わない自治体を排除することにした。

つまり、ことしに入り、国により返礼品に対し規制が行われました。これによる本巢市における影響と今後の返礼品に対する考え方をお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

ふるさと納税制度の近年の状況につきましては、自治体間における返礼品の競争や一部の自治体における過度な返礼品の送付など、ふるさと納税制度の本来の制度趣旨から逸脱し、多額の寄附を集めている自治体が出てきている状況でございました。

そのような中、議員が申されましたように、国において「ふるさと納税に係る指定制度」が施行され、総務大臣への申し出により自治体がふるさと納税制度を受けられることとなる新制度が、この6月から施行されたところでございます。

今年度は、申し出のありました全国1,787団体のうち、指定基準に適合すると認められました団体は、本市を含めた1,783団体がございまして、本年5月14日に指定を受けところでございます。

御質問の規制による本市の影響につきましては、3割以下の地場産品という基準を上回る返礼品もございませんことから影響はないものと考えておりまして、今回の制度の見直しにより、ふるさと納税本来の趣旨を遵守している自治体が不利となるような状況が解消されものと期待しているところでもございます。

また、今後の返礼品のあり方につきましては、国の基準を遵守し、より魅力ある返礼品の拡充を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

本巢市は、従来趣旨を守っているので影響はないと、今後もその方針は変わらないということですね。むしろ、趣旨を逸脱した自治体が排除されるので、本巢市にとっては新たな機会が期待できるということですね。

じゃあ、3番目です。

本巢市のように従来から国のルールに従っている自治体は、意識はないのでしょうか。ふるさと納税制度は、6月に生まれ変わりました。厳しい言い方をすれば、全自治体が3割以下、地場産品のみと同じルールで寄附を奪い合う、新たな返礼品競争とも言われています。独自の特産品を持つ自治体と持たざる自治体では、持つ自治体が強いことは明らかです。本来の趣旨は、生まれ育ったふるさとばかりでなく、自分で選んだ自治体を自由に応援できる制度です。今後の制度に対する取り組みはどうするのか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

先ほど御答弁申し上げましたように、本年6月1日から「ふるさと納税に係る指定制度」が施行されましたことによりまして、今後は、ふるさと納税本来の目的を踏まえた上で、新たな制度のもと、指定基準を遵守しつつ、これまでと同様に本市がみずから財源を確保し、さまざまな施策を実現するための有効な財源確保の手段といたしまして、このふるさと納税制度を十分に活用し、地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

返礼品を競い合う制度ではありませんが、返礼品が3割以下、地場産品のみとなりましたので、その条件の中で返礼品の内容を競い合うことは、本来の趣旨に沿うのではないのでしょうか。行政だけでなく、地元の商工業者、市民が一体となって新たな返礼品を開拓し、つくって育てていこうではありませんか。その取り組み、そしてその全国への発信こそが地域活性化、地方創生につながると考えます。

引き続き、企業版ふるさと納税についても再度お尋ねしたいと思います。4項目めです。

1年前、私は間違った認識をしていたようです。国が認定した自治体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合、寄附額の3割を当該企業の法人関係税額から控除する制度です。法人の寄附は、従来より損金算入されるわけですから、寄附額の6割が軽減され、企業の負担は、約4割になります。

この納税を通じ、寄附先である地方団体の地域資源などを生かした事業展開、新商品開発など、地方団体と企業との間で新たなパートナーシップの構築など、可能性が広がるとされています。

県内においては、岐阜県のほか、岐阜市を初め8自治体に取り組んでいるようです。地域の自然や文化資源を活用した取り組みなど、プロジェクトが進められているようです。

1年前のお答えにもありましたように、寄附した企業と寄附を受けた地方団体との関係など、難しい問題は理解できます。どうでしょうか、取り組む考えは、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、4点目の御質問でございます。お答えをさせていただきます。

この企業版ふるさと納税への取り組みにつきましては、昨年、議員から御質問をいただき、他市町の先進事例を参考にしながら検討してまいりたいと御答弁申し上げたところでございますが、この企業版ふるさと納税制度につきましては、民間資金の新たな流れを巻き起こす可能性のある地方

創生応援税制の仕組みでございまして、地方創生の推進を図る上でも有効な取り組みであると考えておりますが、寄附を行う企業に対する要件などが非常に高いハードルとなりまして、現時点で事業化に至っていない現状でございまして。

今後につきましても、引き続き活用ができるよう検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございまして。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

私は、国が認定した地方創生プロジェクトというところが高いハードルだと感じています。各務原市は航空博物館、海津市はハリヨ、美濃加茂市は荒れた里山を核とし、人材育成、観光、地域課題解決等に取り組んでいます。瑞浪市は、企業誘致にこの制度を活用しているようです。とても興味深いです。私も質問するだけでなく、しっかり勉強させていただいて、協力、提案させていただきたいと思います。

では、次、3点目に入らせていただきます。

登下校中や校外での活動の子どもたちの安全対策についてお伺いしたいと思います。

先月になりますが、保育中や登校中の子どもが悲惨な事故や事件に巻き込まれ、命を落とされる事件や事故が立て続けに起きています。先生に付き添われ集団で散歩中の園児が交差点で信号待ちをしていたところ、交通事故に巻き込まれる惨事が起きました。その後も、運転者の交通ルール違反や運転ミスに起因し、登校中の子どもたちの交通事故が頻繁に起きています。さらに、登校のためスクールバス待ちの子どもが通り魔に襲われ、命が奪われる事件が起きました。何の落ち度もない子どもたちが突然事故や事件に巻き込まれて、命までも落としています。

本巣市において、このような事故や事件が起きないと言えるのでしょうか。あらゆる施策を進める必要があると考えます。

では、1点目です。

全国至るところで、歩行者である子どもが被害者となる交通事故が頻繁に発生しています。多くの場合、子どもは歩道上で事故に巻き込まれています。交通事故による不可抗力や運転の操作ミスにより車が歩道に侵入し、子どもを傷つけているようです。どんな場合でも、子どもが車の動きを察知することは無理だと考えます。

交通事故により歩道に侵入する車両から歩行者を守るという点で安全対策は十分なのか、お尋ねします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、交通事故により歩道に侵入する車両から歩行者を守るための安全対策は十分かについてお答えをさせていただきます。

現在、ほとんどの市道に設置されている歩道に侵入する車両から歩行者を守るための安全対策の方法としては、歩車道境界ブロックというコンクリートの縁石がその役割を果たしております。しかしながら、この歩車道境界ブロックは、安全対策としては十分とは言えず、数々の痛ましい事故が続いたことから、平成26年には、歩車道境界には歩車道境界ブロックではなく、車両用防護柵、いわゆるガードパイプを設置するよう岐阜県から通知がなされ、それを受け、当市といたしましても検討を重ねた結果、今年度から新たに歩車道境界を設計する場合には、基本的には車両用防護柵を設置する方針に変更したところでございます。

なお、既存の歩道につきましては、通学路改善会議等の意見も踏まえ、必要な箇所につきましては、歩車道境界ブロックから車両用防護柵に変更していきたいと考えております。

今後も、歩行者の安全性を第一に道路改良工事を実施していきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

天津市の事故現場では、車両用防護柵が設置された報道がありました。本巢市は、今年度から新たな歩車道境界には車両用防護柵を設計していくということで安心と考えます。しかし、ほとんどは既にブロックとして設置されています。既存の歩道は、通学路改善会議等の意見も踏まえということです。昨今の交通事故の事情も踏まえ、積極的に議論していただき、設置を進めることをお願いしたいと思います。

2番目です。

最近、本巢市内で車を運転していて感じます。交通ルールを守らない運転者が多いのです。信号を守らないケースをたびたび見受けます。特に黄色でとまらないケースです。赤信号でも進入する車をたびたび目にします。特に危険なのは、交差点の中で右折の信号待ちと直進してくる車の関係です。道路の真ん中で右折待ちしている際、信号も黄色になり、右折の矢印も出ているので進もうとすると、前方から直進車がスピードを出してあらわれるケースです。天津で起きた事故は、このような状況です。この地域でも、たびたび遭遇します。たまたま大きな事故になっていないだけでしょう。歩道上の歩行者を巻き込むような事故は、運転者の安全運転の問題が原因です。運転者の安全に対する意識が落ちているのではないのでしょうか。防護柵を設置しても、絶対安全とは言えません。まして、すぐに改良できるわけではありません。とても心配です。

本巢市でも、いつあのような事故が起こるやもしれません。まずは安全運転です。交通ルールを完全に守る、車を確実に操作するという点から、運転者に対する安全対策をさらに強力に進める必要があるのではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

運転者に対する安全対策の強化というお話でございますが、最初に、北方警察署管内の交通事故の状況についてお話をさせていただきたいと思っております。

現在、市内を含む北方警察署管内における人身事故発生件数は、減少傾向でございますが、ことしの交通事故による死者数が、既にこの半年間で昨年の1年間と同じとなる5人になったところでもございます。

こうした状況でございますことから、運転者に対する交通安全対策といたしましては、年間4回の交通安全運動にあわせまして、主要交差点における啓発活動、立哨でございますが、こちらのほうを交通安全協会、あるいは安全運転管理部会、市職員によりまして実施しておりますほか、毎年、市内4カ所において法令講習会を開催いたしまして、年間約700人の方が受講されておるところでもございます。

加えまして、非常に高齢者の交通事故が多いということから、この交通安全対策といたしましては、高齢者の交通安全大会を年1回開催するとともに、自治会への出前講座や家庭訪問によりまして交通安全指導などを実施しておりまして、平成29年3月に改正されました道路交通法により、75歳以上の方につきましては、運転免許証の更新時に高齢者講習が必要になることや、市の福祉施策によります助成制度の活用についても呼びかけておるところでもございます。

また、先ほど少し北方署管内の交通事故状況についてお話をさせていただきましたが、非常に死亡事故が多いということから、こういう状況を踏まえまして、先般、北方警察署におきましては、緊急の交通安全パトロールの出発式が行われまして、交通安全に対する啓発活動の強化がされたところでもございます。

本市におきましても、引き続き、これまでの啓発活動を実施していくとともに、関係機関と連携をしながら、さらには交通安全対策の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

私は、特にここ最近、安全ルールが守られていない、信号を守らないケース、非常に感じます。そのところ十分、そこに特化してもらってもいいので、確実にもっともっと啓発運動ですか、していただきたいと思います。

3点目になります。

そんな中、さらに子どもが犠牲になる、信じられない事件が起きました。登校中の児童が通り魔

に襲われました。事件の背景は複雑で、事件そのものを防ぐような対策は、すぐには難しく思います。

しかし、現に登校中の小学生が襲われています。本巢市では、自治会ごとに集団で登校しています。本巢市で起きたらどうなるんでしょう。小学生を守ることはできるのでしょうか。私たち大人は、子どもを守る責任があります。このような事件から児童を守る仕組みづくりはできるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

登校中の通り魔事件から児童を守る仕組みづくりについてお答えします。

川崎市でスクールバスを待つ登校中の児童が襲われた事件は、大変心が痛むものでした。亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、私たち教育に携わる者がどんなときにも子どもたちの命を守り抜くためにはどうすればよいのか、大きな課題を残すものになって感じております。

子どもたちの命を守ることを最優先に考えたときに、今、私たちにできることは、地域全体で子どもを見守る大人の目をもっともっとふやし、安全・安心な環境をつくっていくことであると考えております。「割れ窓理論」で有名になった環境犯罪学によれば、地域やコミュニティーが主体となって見守りや声かけを行うことが確実に犯罪の防止につながると言われています。

本巢市では、本年度から幼稚園も加えた中学校区ごとのコミュニティー・スクールが組織化され、全ての学校で子どもの安全を支える安全部会が位置づけられました。従来からあった見守り隊の構成員がふえたり、新たに見守り隊を発足させたりしたところもあります。見守り隊の皆様には、通学班に付き添って登校していただいたり、危険箇所に立っていただいたりしており、この体制をさらに強固なものにしてまいります。

また、見守り隊の構成員ではなくても、散歩をしながらや、庭や畑の手入れをしながらなど、登下校時の「ながら見守り」をしてほしいと呼びかけている地域もあります。

犯罪者は、人目につくことを何より恐れます。市全体で子どもを見守る大人の目をふやし、地域で子どもたちを守っているという防犯力のあるまちづくりが犯罪の抑制につながると確信しています。

もう一点大切なことは、子どもが自分で自分の命は守るという意識と、その力を身につけていくことです。真桑小学校など複数の学校では、既に岐阜県警のたんぼぼ班による不審者「連れ去り防止教室」を行い、そうした力に結びつけようとしています。

さらには、今後は、北方署など関係機関とより一層連携を図り、登下校時間のパトロールを強化していただきます。

コミュニティー・スクールの機能を生かして、子どもにかかわる全ての大人が子どもたちを見守っていくこと、子ども自身が自分の命を守る意識や力を高める教育を推進すること、そして関係機関

との連携を密にして体制を強固なものにしていくことの、この3点から子どもを守る強固な仕組みづくりを今後行ってまいりたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

ありがとうございました。

「地域で育てよう もとすの子」、みんなで子どもたちを守り、絶対本巣でこのような事件や事故は起こさないよう、みんなでいろいろ知恵を絞って頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月18日火曜日午前9時から本会議を開会いたしますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 村 瀬 明 義

署 名 議 員 若 原 敏 郎

